

第3 外部監査の結果

税政部及び各市税事務所についての監査結果は次のとおりである。

3.1 指摘事項及び意見等の基準について

今回の監査結果については、指摘事項及び意見並びに今後の課題の3つに区分している。指摘事項については、その行為に重大な違法性があるか又は不当性がある場合が該当する。不当性がある場合には、3E（経済性、効率性、有効性）の視点から見て早急に是正すべきものが含まれる。

意見に該当するものは、著しく違法や不当なものとはいえないが、その管理の仕方や内容に改善すべき点があるものが該当する。

最後に、今後の課題については、税政部及び市税事務所が、市民に対し、課税の公平の実現のために、今後、業務水準の向上への施策や制度改正などにおいて取り組むべき点で、特に強調すべきものを取り上げている。

3.1.1 総合的視点から

現在の市税事務に係る組織体制は、平成22年10月に、区役所ごとの市税事務を市税事務所に集約化したものである。今後、地方分権が進み、税制の複雑化が想定されるところであり、それには札幌市の市税事務の高度化が求められる。そのために、税政部及び市税事務所が取り組むべき点について、今後の課題として示すこととした。

1 税政部に求められる役割について（今後の課題）

税政部は、もともと市税事務所開設以前から設置された組織であったが、その当時から平成22年10月の5つの市税事務所の開設を経て、平成26年度までの事務分担の状況については、システム開発担当係の設置以外は大きく変更されていない。実際に、区役所から市税事務所へ市税に関する事務を統合した結果、滞納額の減少や効率化など一定の成果が出ているが、市税事務所が専門組織となったことで、税政部には従来とは異なる役割があると考えられる。税政部においては、「組織全体の統括とともに市税事務全般の企画・立案の事務」や「公平・適正な課税と納税秩序の維持を実現するために、市税

事務所が行う事務に対する積極的な関与」、「市民の市税の質問に対する対応」、「地方税法の解釈についての審理事務とともに総務省への照会等の情報収集」といった税政部の持つ本来の役割を強化していくべきである。

2 市税事務所に求められる役割について（今後の課題）

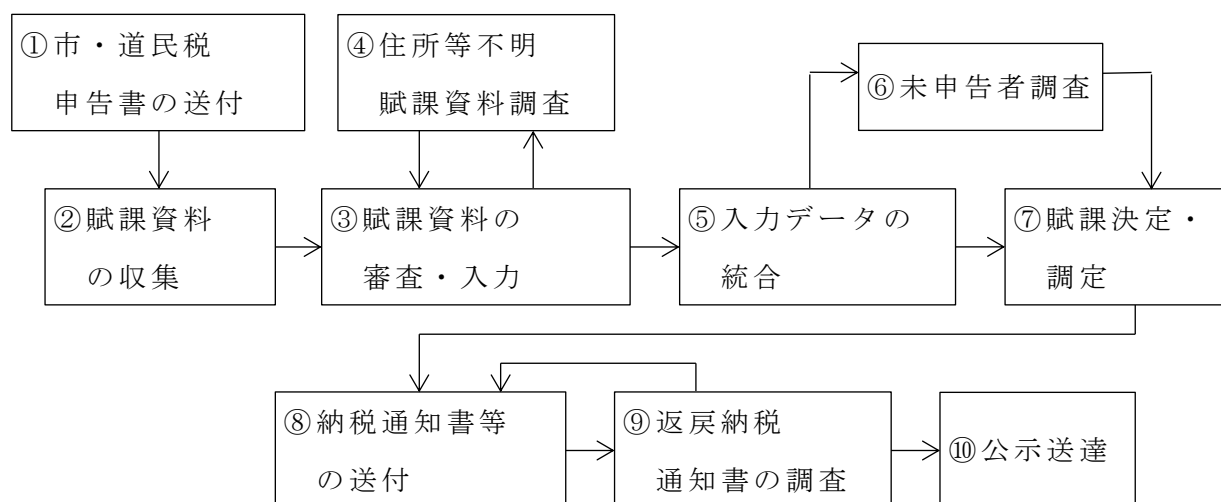
市税事務所は、現在、市税に関する市民との直接的な窓口の役割を担っており、昨今の市民の権利意識の向上により、個別具体的で複雑な事案の処理をこなしている。その場合に、行政サービスの一環としての市税事務と課税の公平を実現するための市税事務との調整の全てについて、市税事務所だけで行えるのか疑問が生じる。市民へ親切に市税の理解を求めながら納税依頼を行う場合もあれば、滞納者へ強制的に滞納整理を行う場合もある。現在、高額な滞納整理については税政部でその事務を行っているが、その他の事務運営についても、公平・適正な課税と納税秩序の維持のため、市税事務所の課題を税政部へ積極的に問いかけ、問題の共有を図っていく必要がある。

3.2 各税目等について

3.2.1 個人市民税

I 事務の概要及び税務統計について

1 個人市民税（普通徴収）



① 市・道民税申告書の送付

前年度の賦課資料の提出状況等から、市・道民税申告書を提出する可能性が高い納税義務者を調査して申告期限前に送付する。

② 賦課資料の収集

課税の基礎となる各種賦課資料は、的確な収集が要される。収集は以下の方法で行われる。

・ 確定申告書

国税連携システムを介して提出（送信）される確定申告書データを受信する形で収集する。

・ 給与・公的年金等支払報告書

源泉徴収義務者から提出される資料を収集する。提出方法は、eLTAX を介してのデータ提出、光ディスク等の記憶媒体によるデータ提出、紙による提出の3通りの方法がある。

・ **市・道民税申告書**

市内5箇所の市税事務所で納税義務者が提出する申告書を受付して収集する。なお、市税事務所が所在しない区については、臨時申告会場を設け、当該申告会場において収集する。

③ 賦課資料の審査・入力

賦課資料記載事項について確認・審査を実施し、賦課資料データを税務システムに入力する。

④ 住所等不明賦課資料調査

賦課資料は存在するが、納税義務者の住民登録地が不明の場合には、住民基本台帳調査及び給与支払者への確認を行うなどの調査を実施する。

⑤ 入力データの統合

③で入力した賦課資料データを個人単位で統合して賦課資料を作成し、統合結果のチェック等を実施した上で税額の算出を行う。

⑥ 未申告者調査

未申告者に対しては、市・道民税申告書を発送する。申告書の提出がない納税義務者に対しては、さらに申告の提出を促すハガキを送付する。

⑦ 賦課決定・調定

⑤の賦課情報に基づき賦課決定・調定を行う。

⑧ 納税通知書等の送付

徴収方法の別により、以下の通知書を納税義務者に送付する。

- ・ 普通徴収による者 ……納税通知書を送付する。
- ・ 公的年金等から特別徴収による者 ……税額決定通知書を送付する。

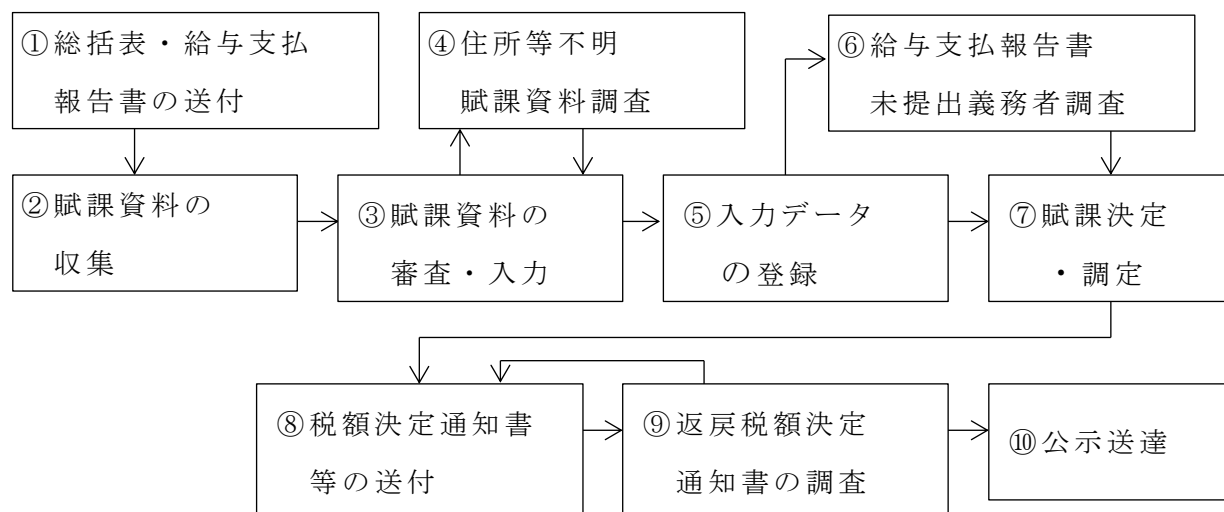
⑨ 返戻納税通知書の調査

転居先不明等で返戻された納税通知書については、住民記録の確認及び賦課資料の記載内容を確認するなど、再送付先住所等の調査を実施する。

⑩ 公示送達

⑨の調査によっても再送付先住所等が判明しなかった納税通知書は公示送達を行う。

2 個人市民税（特別徴収）



① 総括表・給与支払報告書の送付

前年度の給与支払報告書の提出状況等から、給与支払報告書の提出があると見込まれる事業所に対して、提出期限前に送付する。

② 賦課資料の収集

課税の基礎となる各種賦課資料は、的確な収集が要される。収集は、以下の方法で行われる。

・ 給与・公的年金等支払報告書

源泉徴収義務者から提出される資料を収集する。提出方法は、eLTAX を介してのデータ提出、光ディスク等の記憶媒体によるデータ提出、紙による提出の3通りの方法がある。

③ 賦課資料の審査・入力（特別徴収者に係る給与支払報告書のみ）

賦課資料記載事項について確認・審査を実施し、賦課資料データを税務システムに入力する。

④ 住所等不明賦課資料調査（特別徴収者に係る給与支払報告書のみ）

賦課資料は存在するが、納税義務者の住民登録地が不明の場合には、住民基本台帳

調査及び給与支払者への確認を行うなどの調査を実施する。

⑤ 入力データの登録

③で入力した賦課資料データを基に賦課情報を作成し、作成結果のチェック等を実施した上で税額の算出を行う。

⑥ 給与支払報告書未提出義務者調査

給与支払報告書未提出義務者に対しては、電話・文書等により提出を促す。

⑦ 賦課決定・調定

⑤の賦課情報に基づき賦課決定・調定を行う。

⑧ 納税決定通知書等の送付

特別徴収義務者を經由して特別徴収税額の決定通知書を送付する。

⑨ 返戻納税通知書調査

転居先不明等で返戻された税額通知書については、会社所在地を再確認するなど、再送付先住所等の調査を実施する。

3 個人市民税に係る税務統計数値について

個人市民税に係る税務統計の数値のうち、平成 26 年度における各区及び市税事務所ごとに区分した収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率の一覧は下記のとおりである。

この数値は、現年課税分及び滞納繰越分を含むものであり、本庁分に記載された数値は、個人市民税の特別徴収に係るものである。収入率で見ると特別徴収の収入率によって全体的な収入率増を押し上げている点が理解でき、特別徴収制度の普及について全市的な取組の必要性が税務統計についても表れている。

また、全市的には収入率が上昇傾向にあるが、各区及び市税事務所単位では収入率にバラつきがあり、地域特性を考慮しつつ各市税事務所で市税事務について情報共有を行い、業務水準の向上が求められる。

【3-2-1-I-図表1 平成26年度個人市民税区別・市税事務所別収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率】

区分	収入	不納欠損	収入未済	収入率
	円	円	円	%
個人市民税				
本庁	71,436,238,856	29,093,265	185,463,938	99.71
中央 中央区	5,204,692,053	145,354,552	762,189,730	85.17
小計	76,640,930,909	174,447,817	947,653,668	98.56
北部 北区	3,991,403,891	62,579,164	560,251,013	86.52
東区	3,035,722,200	62,028,248	579,793,713	82.57
小計	7,027,126,091	124,607,412	1,140,044,726	84.77
東部 白石区	2,408,031,451	51,273,729	526,467,912	80.69
厚別区	1,403,378,519	16,840,092	148,353,723	89.50
小計	3,811,409,970	68,113,821	674,821,635	83.72
南部 豊平区	2,670,448,077	78,004,798	502,435,103	82.20
清田区	1,258,558,281	19,377,363	148,525,898	88.28
南区	1,478,569,314	26,552,124	221,714,635	85.66
小計	5,407,575,672	123,934,285	872,675,636	84.49
西部 西区	2,502,692,601	51,696,293	365,162,213	85.73
手稲区	1,225,158,286	24,117,339	206,136,551	84.19
小計	3,727,850,887	75,813,632	571,298,764	85.22
計	96,614,893,529	566,916,967	4,206,494,429	95.30

(包括外部監査人作成資料)

次に、普通徴収と特別徴収別の収入状況等を見ると、それぞれ不納欠損額、収入未済額が大幅に減少している。昨今の経済状況の好転も一つの理由であろうが、今後、経済環境に左右されないで収入率上昇のための施策や課税漏れを防ぎ、課税所得等の把握に努めていくことが必要である。

【3-2-1-I-図表2 過去5年間の個人市民税普通徴収及び特別徴収に係る収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率】 (単位:円、%)

区分	年度	収入	不納欠損	収入未済	収入率
普通徴収分	22	22,882,364,841	724,337,202	7,711,173,158	73.08
	23	22,912,935,695	732,122,117	6,857,515,214	75.13
	24	23,452,247,052	725,469,834	5,873,366,791	78.06
	25	23,674,868,821	611,585,585	4,732,420,758	81.61
	26	25,178,654,673	537,823,702	4,021,030,491	84.70
特別徴収分	22	68,388,217,391	50,424,025	465,358,921	99.25
	23	66,978,530,679	68,054,032	379,915,666	99.33
	24	69,112,267,948	54,912,620	285,025,636	99.51
	25	70,234,081,663	56,047,140	212,982,965	99.62
	26	71,436,238,856	29,093,265	185,463,938	99.71

(包括外部監査人作成資料)

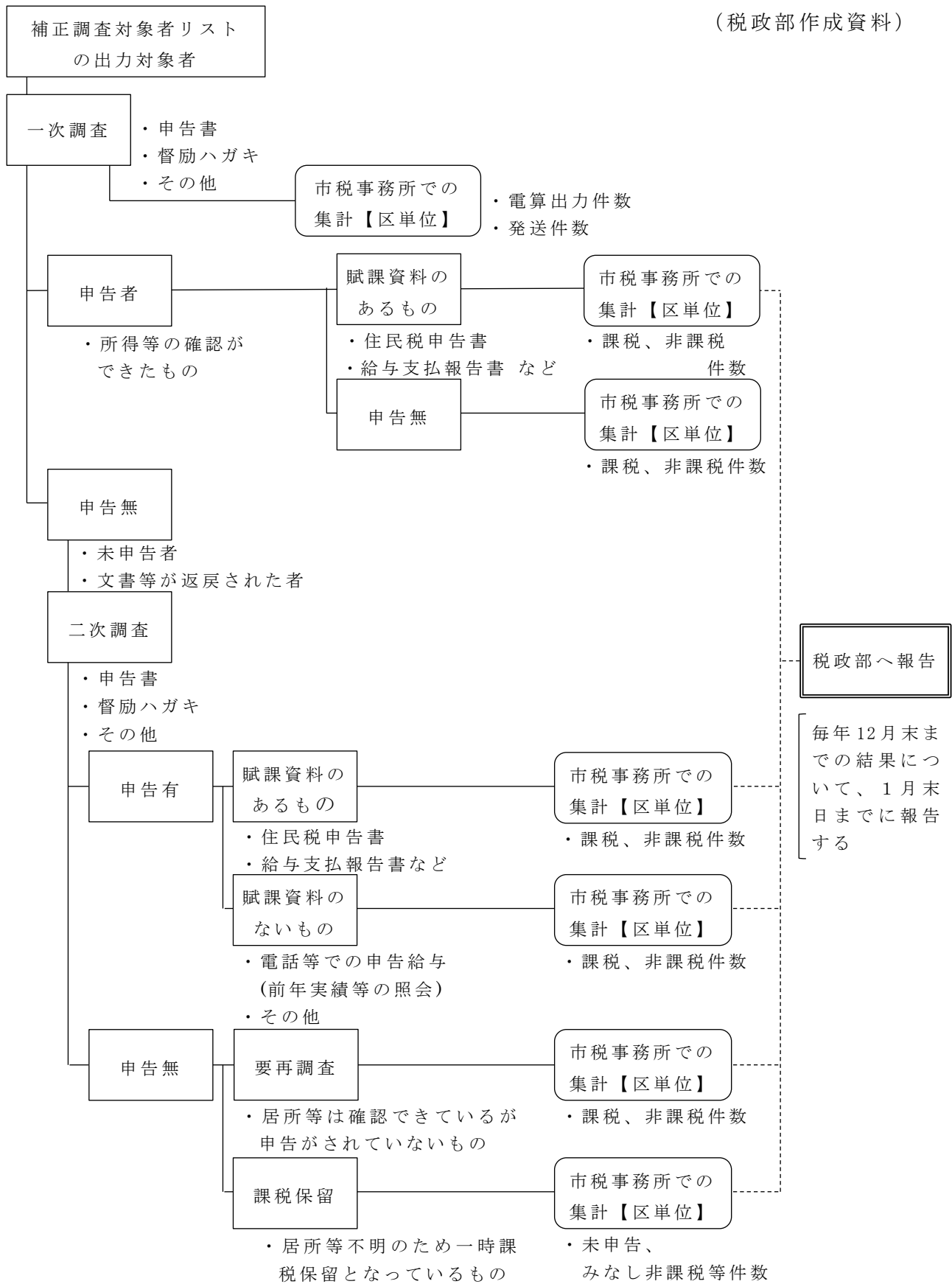
Ⅱ 監査内容

1 未申告者の所得調査について

個人市民税の未申告者に対する調査の手法として、札幌市の個人市・道民税 賦課事務の手引き（以下「賦課事務の手引き」という。）の4-45には未申告者の所得調査のフロー図が掲載されている。その所得調査の具体的な流れをヒアリングにより確認するとともに、各調査が適切に実施されているかを確認した。

【3-2-1-II-図表1 未申告者の所得調査フロー】

(税政部作成資料)

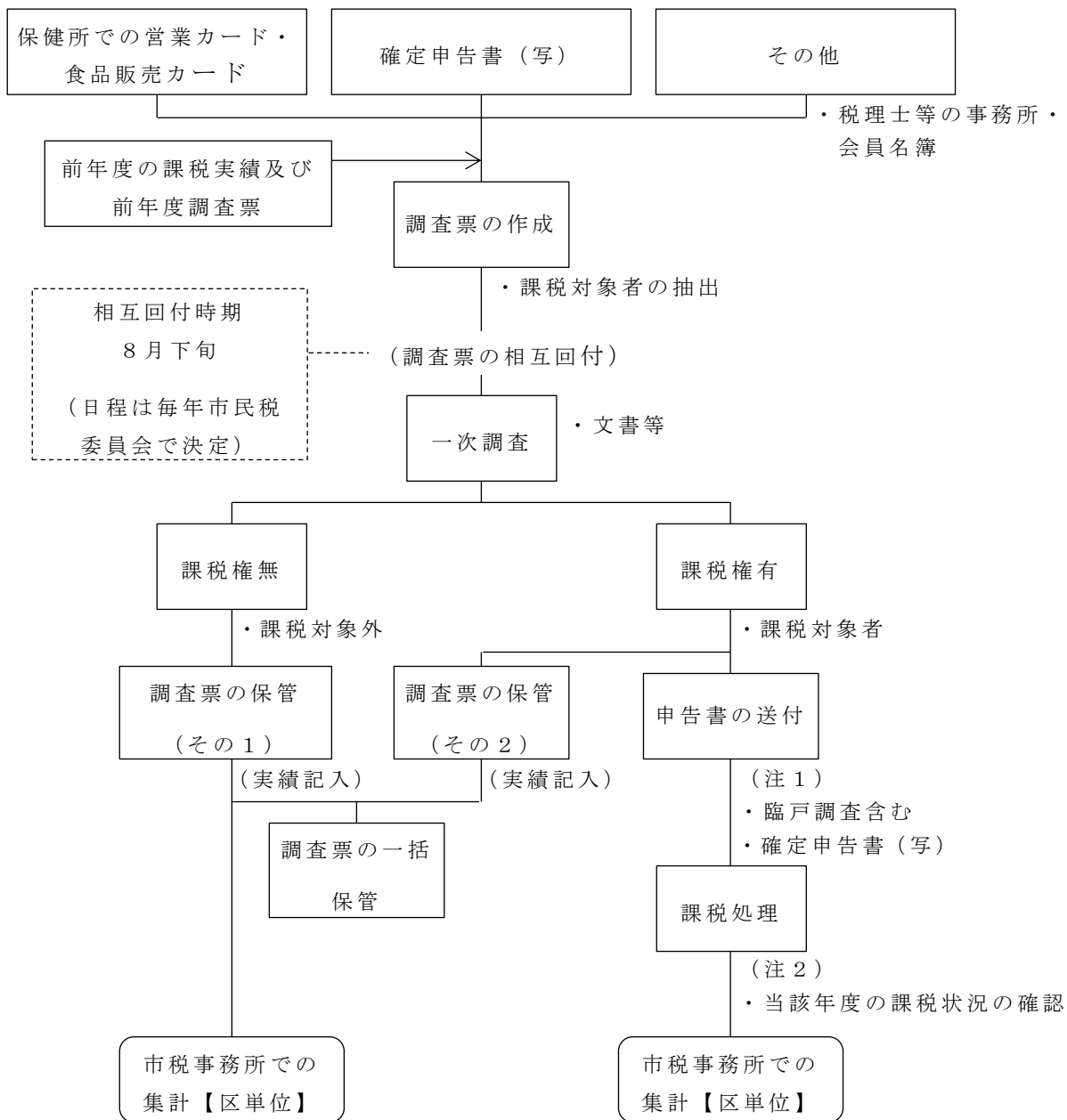


2 事務所・事業所課税及び家屋敷課税について

1月1日現在において区内に事務所・事業所及び家屋敷を有する個人で、その事務所・事業所及び家屋敷を有する区内に住所を有しない者に対しては、事務所・事業所課税及び家屋敷課税としてそれぞれ均等割額5,000円(市民税3,500円、道民税1,500円)が課税される。

事務所・事業所課税対象者の調査方法として、「賦課事務の手引き」の4-49に調査フロー図が掲載されている。その調査の具体的な流れや、調査票作成に至るまでの資料収集が効率的・効果的に実施されているかを確認するため、ヒアリングを実施するとともに、課税調査票及び事務所・事業所申告書のサンプリング調査を実施した。

【3-2-1-II-図表2 事務所・事業所課税フロー】



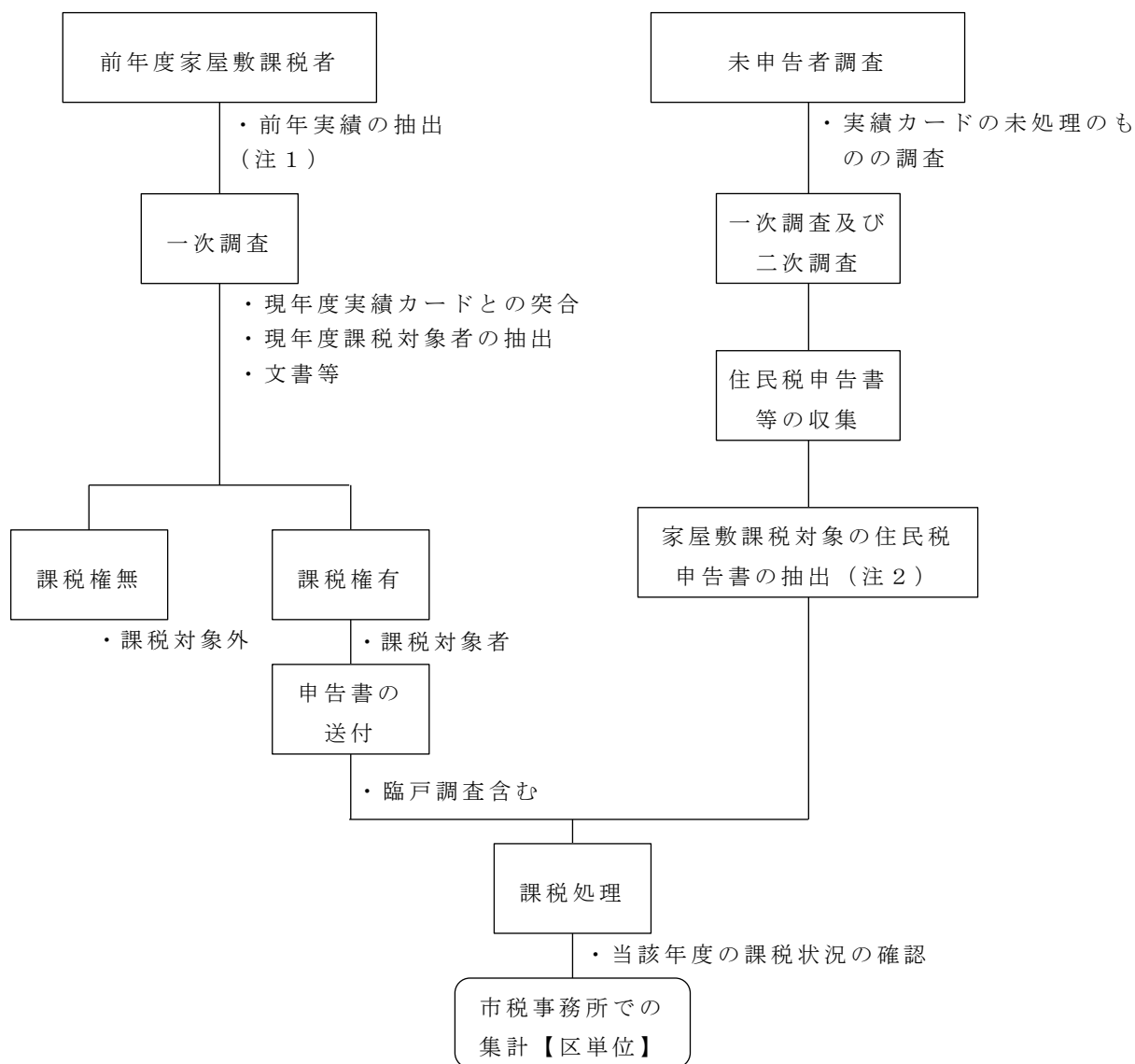
(注1) 「申告書の送付」の確定申告書(写)は、事務所・事業所課税の対象となる事実が確認できる一資料として掲げてある。

(注2) 「課税処理」の当該年度の課税状況の確認とは、地方税法第295条第3項に規定する非課税基準に該当するか否かを確認するものである。

(税政部作成資料)

家屋敷課税対象者の調査方法として、「賦課事務の手引き」の4-50に調査フロー図が掲載されている。その調査や課税までの具体的な流れをヒアリングにより確認した。また、家屋敷申告書のサンプリング調査を実施した。

【3-2-1-II-図表3 家屋敷課税フロー】



(注1) 「前年度家屋敷課税者」での前年実績の抽出で生計を一にしていない配偶者の氏名で家屋敷課税の納税通知書を送付している場合があるので、前年実績の抽出には注意を要する。

(注2) 「家屋敷課税対象者の住民税申告書の抽出」とは、実績カードの未処理分における未申告者の所得調査を行うなかで家屋敷課税となるものを指す。

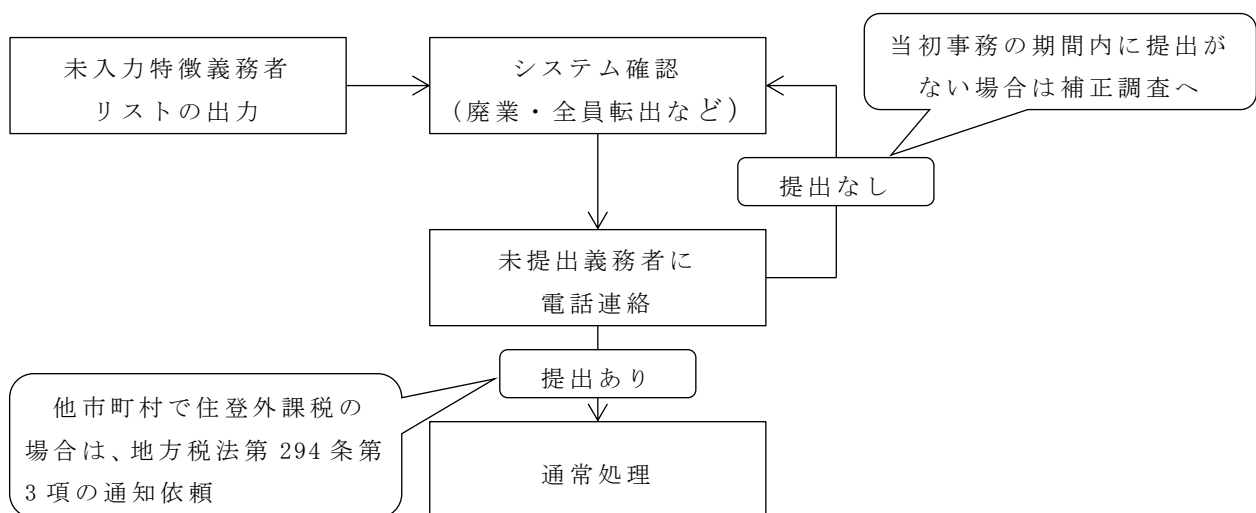
(税政部作成資料)

3 給与支払報告書の未提出となっている事業者への対応について

1月1日において給与の支払をする事業者で、その給与の支払をする際に所得税の源泉徴収義務があるものは、1月31日までに、その給与の支払を受けている者について、その者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を、その給与の支払を受けている者の1月1日現在における住所所在の市区町村別に、給与支払報告書を作成し、これをその市区町村長に提出しなければならないこととされている。

その給与支払報告書の提出が未提出となっている事業者に対する事務の一連の流れを確認し、その事務処理が効率的に実施されているかを確認するためにヒアリングを実施した。

【3-2-1-II-図表4 給与支払報告書の未提出が特別徴収義務者の場合の事務フロー】



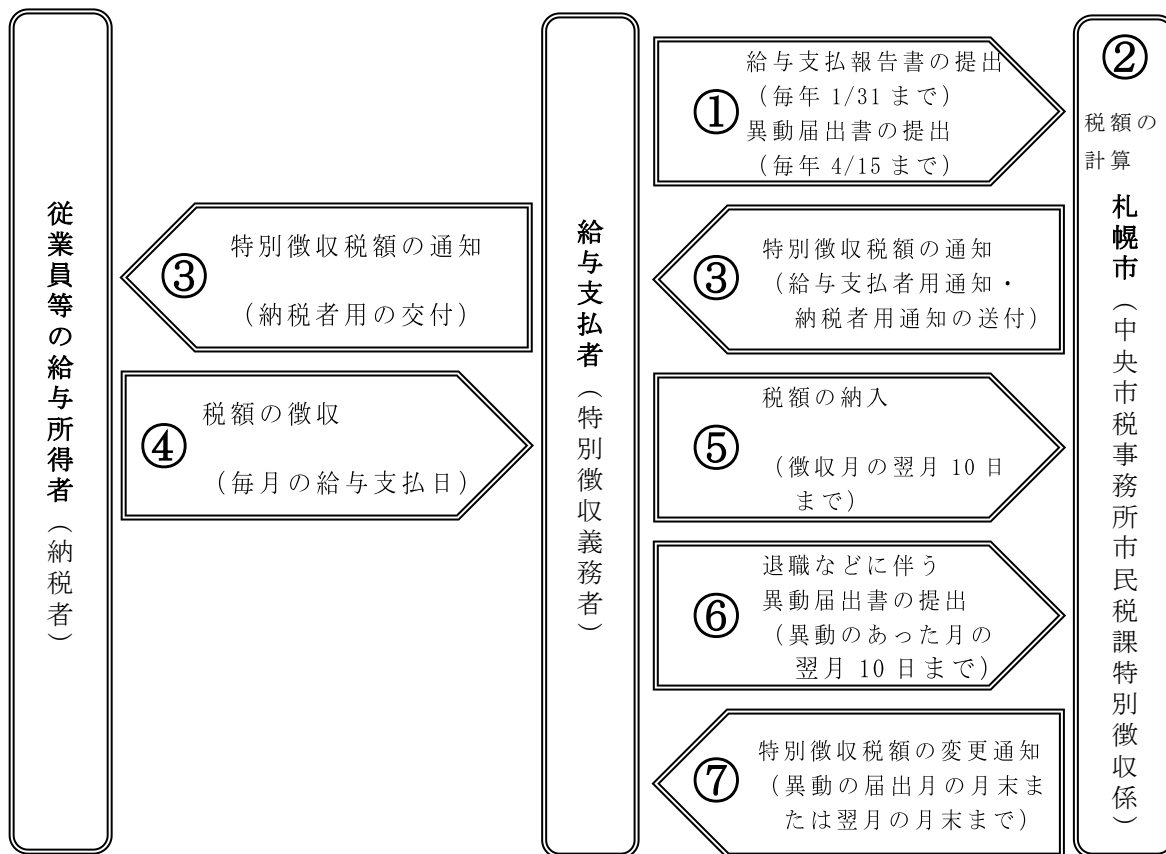
(税政部作成資料)

4 個人住民税の特別徴収の未実施事業者への勧奨について

個人住民税の特別徴収とは、給与の支払者が、個人住民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、各従業員の居住する市町村に納入する制度であり、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、原則として、従業員の個人住民税を特別徴収することが法令により義務付けられている（地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の3及び第321条の4並びに札幌市税条例（昭和25年条例第44号。以下「市税条例」という。）第33条の2及び第33条の2の2）。

札幌市に給与支払報告書を提出している事業者のうち、特別徴収を実施していない事業者に対して、札幌市がどのような方法で特別徴収の実施を勧奨しているかをヒアリングにより確認するとともに、その普及の実態を確認するために資料の提供を受けた。

【3-2-1-II-図表5 個人住民税（市民税・道民税）の特別徴収のフロー】



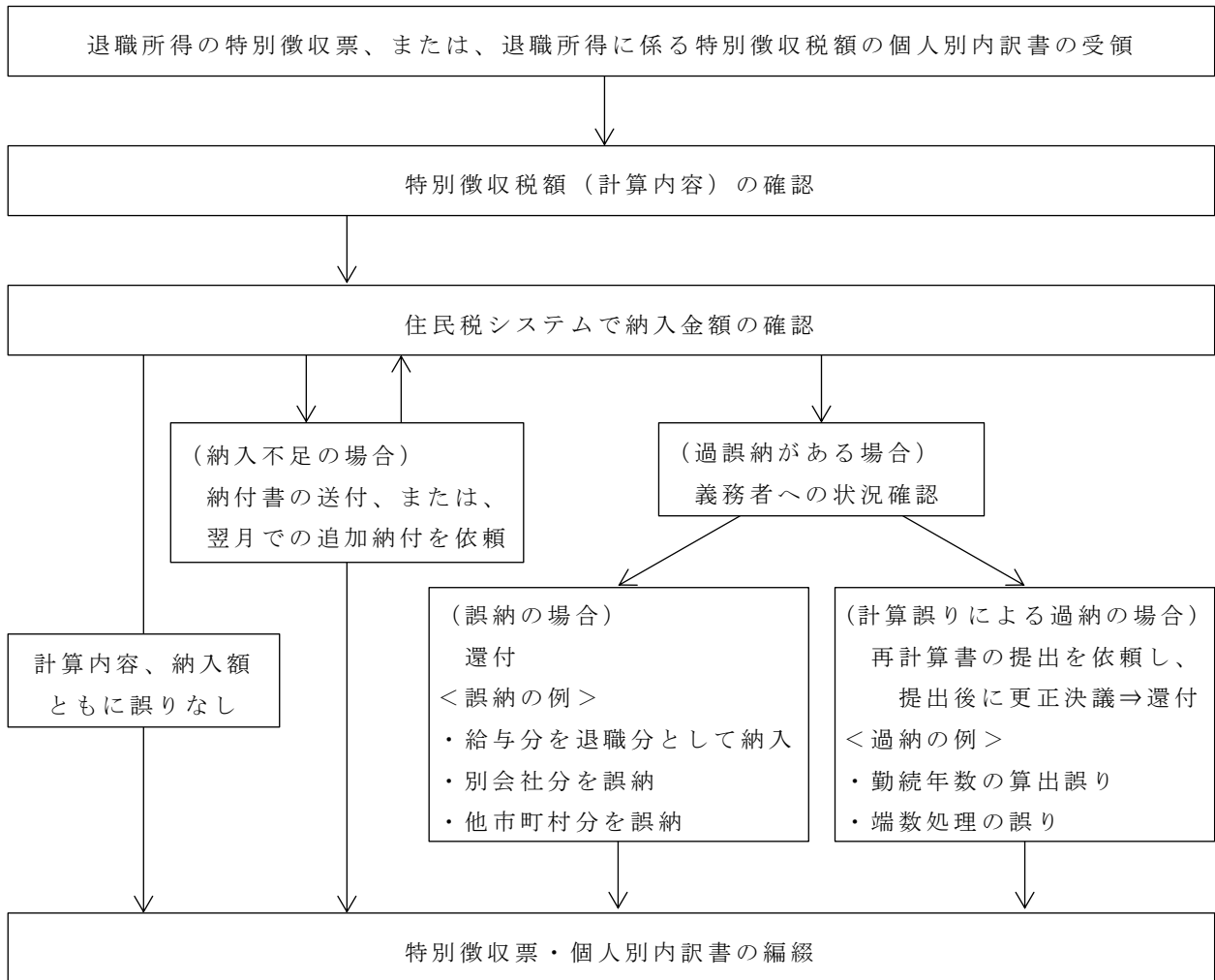
(税政部作成資料)

5 退職手当等に係る個人住民税について

退職手当等に係る個人住民税は、原則として、退職所得の発生した年に、他の所得と区分して、納税義務者のその年の1月1日現在の住所所在の市町村において、課税される（現年分離課税主義）。その個人住民税の徴収は、特別徴収の方法によらなければならないこととされ、市区町村から特別徴収義務者に指定する旨の通知がなくても、退職手当等の支払をする事業者は、原則として、全て特別徴収義務者となる。

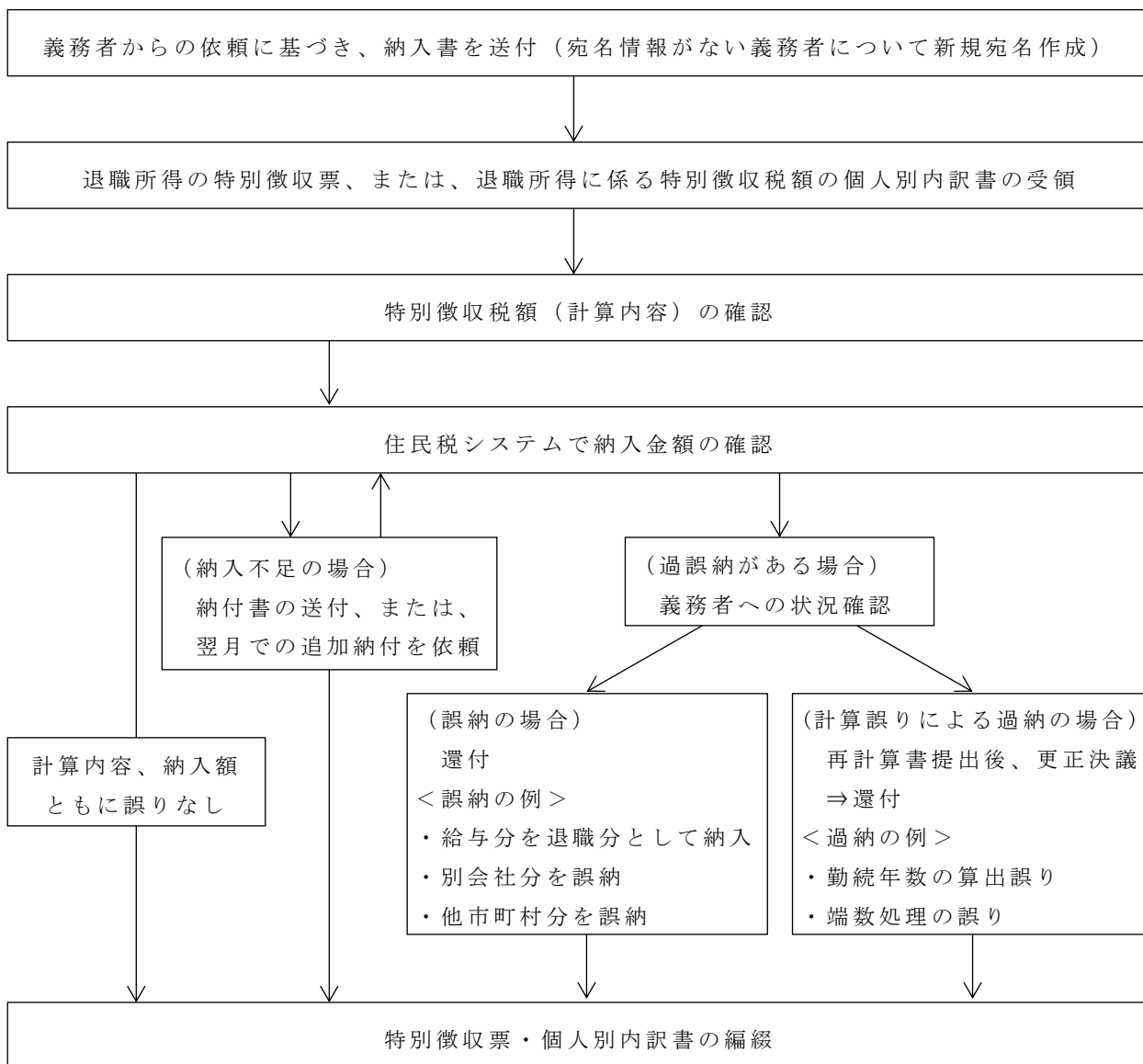
退職手当等に係る個人住民税の徴収管理方法の具体的な流れをヒアリングにより確認し、事業者が札幌市に提出する、市民税・道民税納入申告書及び退職所得の特別徴収票などのサンプリング調査を実施した。

【3-2-1-II-図表6 特別徴収義務者の退職手当等に係る個人市民税の徴収フロー】



(税政部作成資料)

【3-2-1-II-図表7 普通徴収義務者の退職手当等に係る個人市民税の徴収フロー】

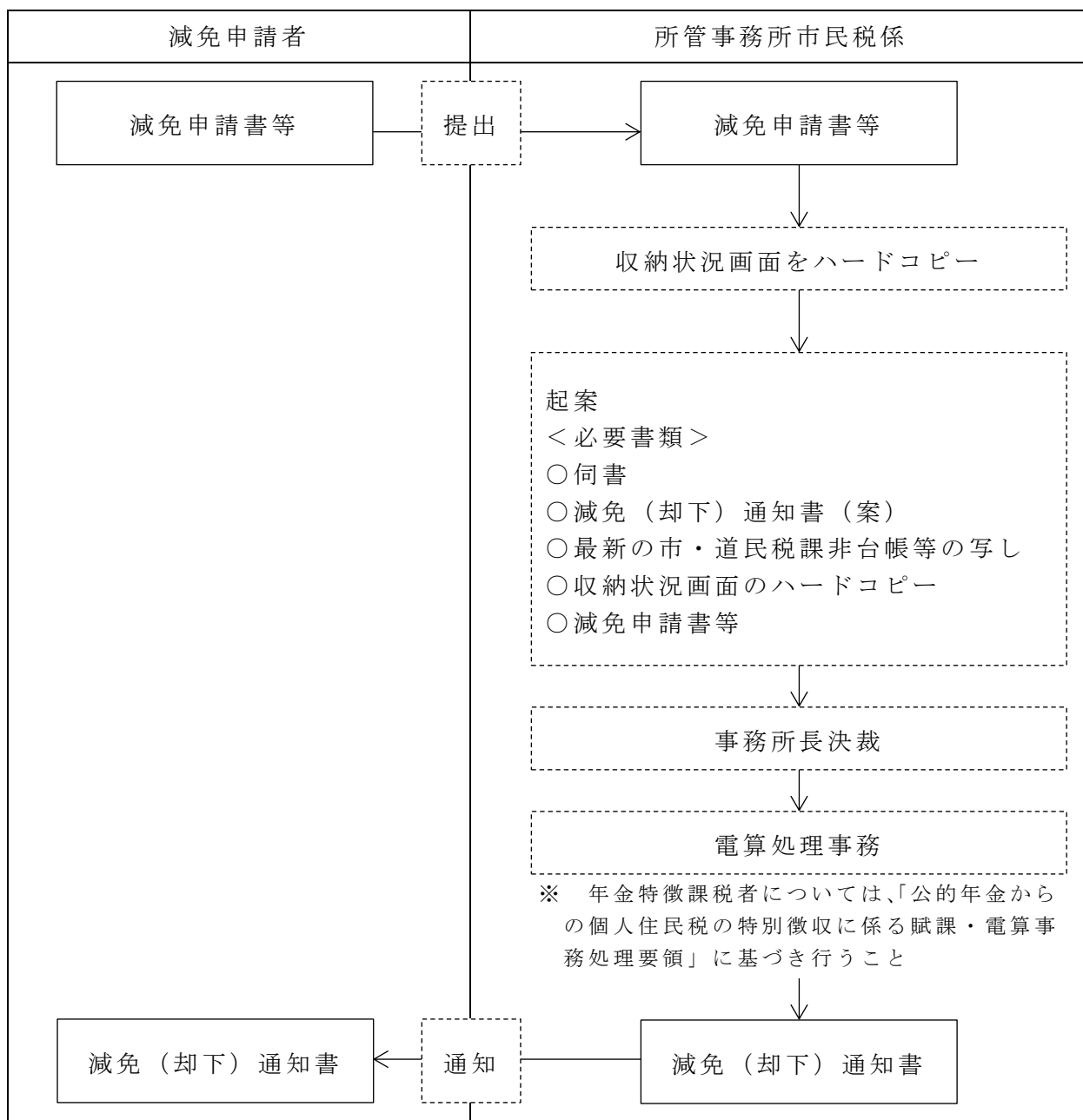


（税政部作成資料）

6 減免の申請・審査処理について

火災・風水害などの災害や盗難、生活扶助を受けている等の特別な事情のため、個人住民税の納付が極めて困難であると認められる者について、その個別具体の事情に即して税負担の軽減免除を行う措置として、減免制度が設けられている。その申請・審査処理に係る一連の手続を確認し、その申請・審査処理が適正に実施されているかを確認した。また、その申請・審査書類のサンプリング調査を実施した。

【3-2-1-II-図表8 減免事由が失業等による担税力不足の場合の申請・審査フロー】
 ・普通徴収及び特別徴収（年金の場合）



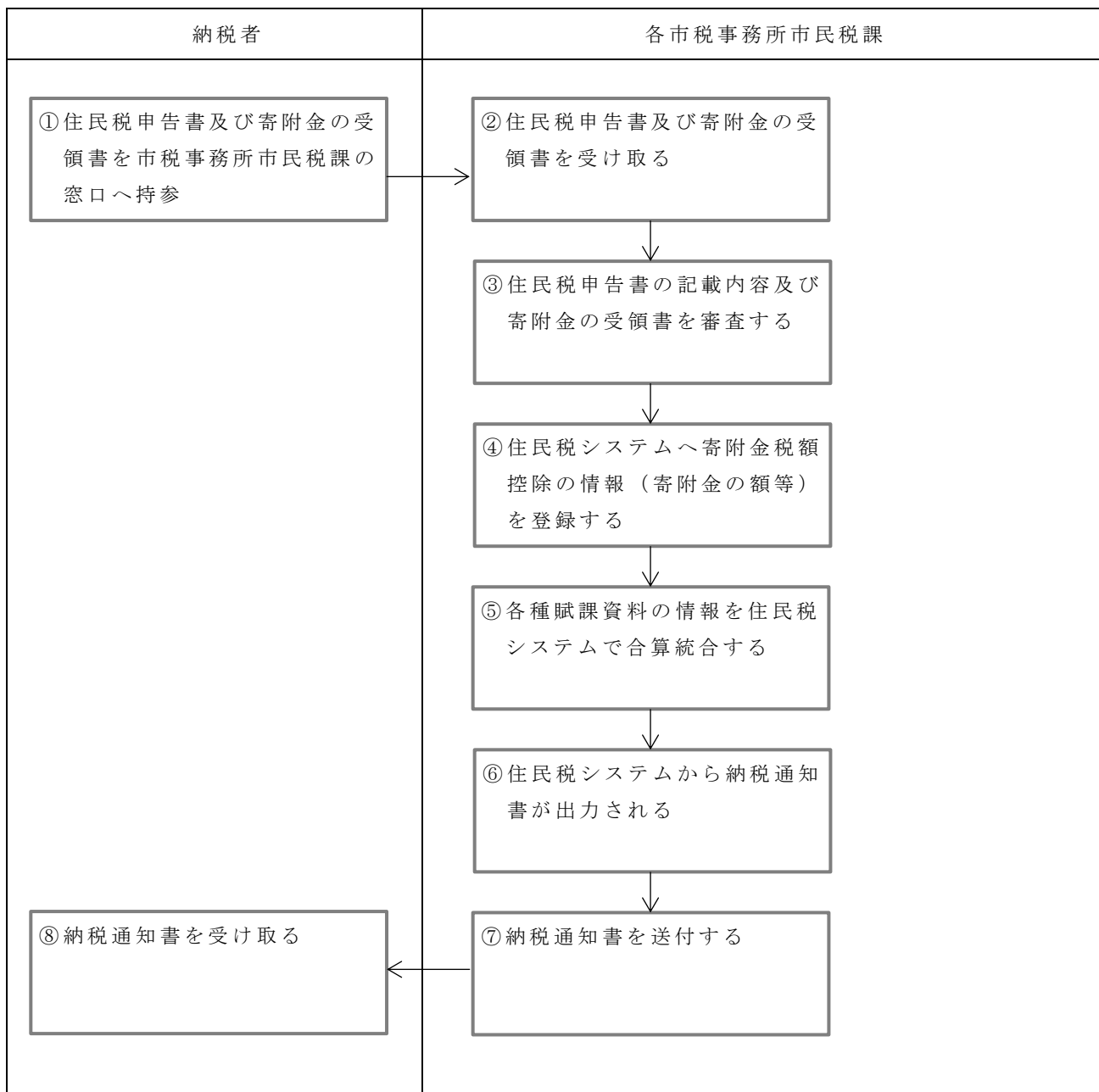
（税政部作成資料）

7 個人住民税の寄附金税額控除について

個人住民税の申告書を提出する者が寄附金税額控除の適用を受けようとする場合には、その申告書に寄附金に関する事項を記載して、これを3月15日までに住所所在地の市区町村長に提出しなければならない。申告書提出時には、寄附先が発行する領収書等を添付又は提示する必要がある。

この申告書の提出があった場合において、寄附先が発行する領収書等の記載内容や添付又は提示の確認が適正にされているかを確認するために、個人住民税の申告書のサンプリング調査を実施した。

【3-2-1-II-図表9 寄附金税額控除の申告受付の流れ（当初課税時期）】



（税政部作成資料）

Ⅲ 監査の結果及び理由

1-1 未申告者の所得調査について

【意見】

未申告者の所得調査の二次調査で督促ハガキを送付し、申告を促すこととなっているが、北部市税事務所及び南部市税事務所でその送付をしていない。その結果、未申告者に対する申告勧奨の機会が減少し、課税の公平性を維持する観点から、早急に督促ハガキの送付を再開すべきである。

【理由】

「賦課事務の手引き」の 4-45 に記載されている未申告者に対する所得調査の事務フローでは、一次調査（住民税申告書の送付）を実施しても住民税申告書の提出がなかった者に対して、二次調査の方法として督促ハガキを送付することとなっている。

各市税事務所市民税課で、未申告者の所得調査の流れについて、ヒアリング調査を実施するとともに、各市税事務所で作成した、平成 25 年度から 26 年度までの未申告者に係る所得調査の結果の資料の提供を受けた。その中で、北部市税事務所（北区、東区を管轄）と南部市税事務所（豊平区、清田区、南区を管轄）では、二次調査の督促ハガキの送付を実施していないことが確認された。また、北部市税事務所及び南部市税事務所に、督促ハガキを送付していない理由等を確認したところ、「送付を取り止めた時期及び理由ともに不明。」との回答であった。

【3-2-1-Ⅲ-図表 1 平成 25～26 年度 未申告者の所得調査結果】 (単位：件)

事務所・区	平成 25 年度				平成 26 年度			
	申告書の 発送件数 A	督促ハガ キの発送 件数	申告 件数 B	申告 割合 B/A	申告書の 発送件数 A	督促ハガ キの発送 件数	申告 件数 B	申告 割合 B/A
中央市税事務所	6,482	4,179	2,699	41.6%	6,164	4,003	2,236	36.3%
北 区	3,310	0	982	29.7%	3,233	0	886	27.4%
東 区	3,071	0	746	24.3%	3,237	0	764	23.6%
北部市税事務所	6,381	0	1,728	27.1%	6,470	0	1,650	25.5%

白石区	2,842	2,430	1,039	36.6%	2,680	2,291	808	30.1%
厚別区	1,101	742	490	44.5%	825	464	290	35.2%
東部市税事務所	3,943	3,172	1,529	38.8%	3,505	2,755	1,098	31.3%
豊平区	3,259	0	995	30.5%	3,029	0	768	25.4%
清田区	1,064	0	498	46.8%	1,010	0	360	35.6%
南区	1,473	0	667	45.3%	1,255	0	425	33.9%
南部市税事務所	5,796	0	2,160	37.3%	5,294	0	1,553	29.3%
西区	3,217	176	1,592	49.5%	3,088	199	1,500	48.6%
手稲区	1,591	100	820	51.5%	1,779	110	789	44.4%
西部市税事務所	4,808	276	2,412	50.2%	4,867	309	2,289	47.0%
合計	27,410	7,627	10,528	38.4%	26,300	7,067	8,826	33.6%

(税政部作成資料)

未申告者の所得調査について、税政部市民税課から「地域性を考慮して各市税事務所の判断で効果的な調査を実施している。現在は、国税連携システム等により国税当局から提供される法定調書を基に、課税所得がある場合には、別途、住民税申告書の提出を勧奨するなどの補正調査を実施していることから、二次調査として申告書が提出される者は非課税者がほとんどであり、市税収入への影響は大きくないと考えている。」と回答を得ているが、上記の表の結果から、北部市税事務所と南部市税事務所は、(未申告者の申告件数) / (一次調査での申告書送付件数) の申告割合が、平成 25 年度から 26 年度の下位 1 位・2 位の市税事務所となっており、督促ハガキの送付を取り止めたことが、申告割合の低下に影響していることは明らかである。

平成 13 年度の包括外部監査の結果報告書「市税および国民健康保険料」の未申告者調査の監査結果には、「補正申告書・補正ハガキの発送を実施することにより、全市で 1,817 件の課税が行われており、税収確保の観点からはある程度の効果が現れていると判断することができる。しかし、各区の実施状況を見ると網羅的な発送作業が行われていない区も見られる。税収の確保とともに、課税の公平性を保つためには、網羅的な発送を実施する必要がある。」と報告されているが、その包括外部監査から 10 年以上を経過した現在、北部市税事務所と南部市税事務所において、督促ハガキの送付を取り止めた結果が未申告者の申告割合が下位になっている原因だと考える。

よって、未申告者に対する所得調査が各市税事務所ではばらつきがあり、その調査方法に

統一性がないことは、課税の公平性の観点において適切とは言い難いことから、早急に督促ハガキの送付を全市統一して実施すべきである。

1-2 未申告者の所得調査について

【意見】

未申告者の所得調査で申告がなかった者の取扱いは、「賦課事務の手引き」の4-45の未申告者の所得調査フローでは、要再調査又は課税保留となっているが、各市税事務所における調査の実態は、納税者が自ら所得なしのため申告不要と判断したとみなして、督促ハガキの送付以降の処理が実施されていないことから、「賦課事務の手引き」の4-45の未申告者の所得調査フローを実態に即した内容に改訂すべきである。

【理由】

地方税法第317条の2第1項各号及び市税条例第30条第1項各号に該当する者について、個人住民税の申告義務が免除されている。税政部市民税課に、未申告者へ一次調査の申告書や二次調査の督促ハガキを送付し、その申告書等の提出がない場合の取扱いについて確認したところ、「未申告者に一次調査で申告書を送付する際に、前年中に所得がなかった場合は申告の義務がない旨を記載した文書を申告書に同封して送付し、申告書や督促ハガキを送付しても何の連絡もない場合は、納税者が自ら所得なしのため申告不要と判断したとみなして、それ以上の調査は原則行わないこととしている。」との回答を得た。しかし、一次調査の申告書送付時に同封される個人住民税（市民税・道民税）申告の手引きの「収入がなかった方」の説明文には、「申告書を提出するか、お電話でその旨のご連絡をお願いします。」と記載され、また、「賦課事務の手引き」の4-45の未申告者の所得調査フローには申告処理されなかった者の取扱いは①要再調査、②課税保留のいずれかの取扱いであり、あくまでも未申告の場合には、その者から何らかのアクションで判断すべきであると解すべきである。税政部市民税課が、地方税法第317条の2第1項各号及び市税条例第30条第1項各号に該当する者の申告義務が免除される規定により処理しているとされるならば、「賦課事務の手引き」の4-45の未申告者の所得調査フロー図を改訂し、実態に則した内容とすべきである。

2-1 事務所・事業所課税及び家屋敷課税について

【指摘事項】

事務所・事業所課税及び家屋敷課税について、中央市税事務所、南部市税事務所及び西部市税事務所では、未申告者以外、課税要件の確認のとれた年度から課税している。しかし、課税要件の確認のとれた年度前に遡った課税要件の調査が、積極的には実施されていないことは、課税の公平性・網羅性を欠き、適切であると言い難いことから、過年度の課税調査を早急に実施すべきである。

【理由】

事務所・事業所課税及び家屋敷課税の課税権の行使について、税政部市民税課に確認したところ、「原則、課税要件の確認が取れた年度以前に遡って課税することとしており、地方税法の賦課権の時効（期間制限）の範囲内で賦課決定を行うべきもの。」との回答を得ている。しかし、中央市税事務所、南部市税事務所及び西部市税事務所で開催したヒアリング調査では、「未申告者以外、課税要件の確認のとれた年度から課税している。」という結果であった。これらの市税事務所において、確認が取れた年度前へ遡った課税要件の調査を積極的に実施していないことは、他の市税事務所との取扱いに差異を生じさせており、課税調査方法の統一性や課税の公平性・網羅性を欠き、適切であると言い難いことから、過年度の課税調査を早急に実施すべきである。

2-2 事務所・事業所課税について

【意見】

事務所・事業所課税対象者の調査票の作成に至る過程の資料収集方法について、「賦課事務の手引き」の4-49には、「保健所での営業カード・食品販売カード」や「その他」として士業などの事務所・会員名簿の活用が記載されているが、各市税事務所におけるヒアリング調査では、「これらを活用した調査を今まで一度も実施していない。」とのことであった。固定資産税課が、保健所から提供を受けた平成26年度の営業施設許認可の資料を基に、事務所・事業所課税の賦課状況の調査を依頼したところ、調査対象167件のうち、課税もれ2件、要調査20件（札幌市に住民登録がない者7件、個人特定ができない者2件、確定申告書が提出されていない者11件）の結果であり、現在の調査方法は、課税の公平性や網羅性の観点で十分な調査とはいえない。他課が保有する情報も含めた調査を実施す

るなど、早急に効率的・効果的な調査方法に改善すべきである。

【理由】

現在の事務所・事業所課税対象者の調査票作成に係る資料収集方法について、各市税事務所にヒアリングを実施したところ、「確定申告書（決算書等を含む）・住民票・ホームページ（屋号と場所の確認）などを基に調査している。」との回答であった。

しかし、「賦課事務の手引き」の 4-49 に記載されている「保健所での営業カード・食品販売カード」や「その他」として士業などの事務所・会員名簿を利用した調査が今まで一度も実施されたことがなく、また、「賦課事務の手引き」の 4-49 に記載されている資料収集方法の認識がされていない実態も確認され、課税の公平性や網羅性を意識した課税事務が行われているとは言い難い。

さらなる資料収集方法として、中央市税事務所諸税課が、事業所税の課税のために収集している事業所用家屋貸付等申告書の利用を加えることにより、網羅性はより向上するものとする。

また、税政部市民税課が各部署（市民税課・諸税課・固定資産税課）で管理・利用している各資料を横断的に利用できるようにリーダーシップをとるとともに、職員への周知を徹底していくことにより、効率的・効果的な調査が実現するものとする。

なお、中央市税事務所固定資産税課が、保健所から提供を受けた平成 26 年度の営業施設許認可（医療関係、理美容業、飲食店業）の資料を基に、事務所・事業所課税の賦課状況の調査を依頼した結果は、下記のとおりである。

【3-2-1-Ⅲ-図表 2 事務所・事業所課税の賦課状況(平成 26 年度の営業施設許認可)】

(単位:件)

	認可件数	課税の問題なし	課税もれ	要 調 査		
				札幌市に住民票がない者	個人の特定ができない者	確定申告書の提出がない者
医療関係	18	17	1	0	0	0
理美容業	22	20	0	0	1	1
飲食店業	127	108	1	7	1	10
計	167	145	2	7	2	11

(税政部作成資料)

上記の結果から、課税漏れ2件及び要調査（課税対象となる可能性があるもの）20件であり、営業施設許認可リストの認可件数に占める割合は13.2%（22件／167件）であったことから、これらの資料の活用が、課税対象者の捕捉において有効であるといえる。

2-3 家屋敷課税について

【指摘事項】

家屋敷課税において、中央市税事務所の家屋敷申告書の提出がない場合の取扱いは、課税要件を満たしているか確認できないものと判断し、職権で課税をしていないとしていることは、課税の公平性・網羅性を欠いたものとなっていることから、過年度を含めた課税権の行使について、早急に検討すべきである。

【理由】

家屋敷課税は、税政部市民税課から各市税事務所に対し、調査対象者のリストが提供されており、各市税事務所は、リストに基づいて課税要件を調査し、課税される可能性のある者に対して、家屋敷申告書を送付し、申告期限を設けて提出を促すとともに、申告期限までに提出のない者に対しては、電話で家屋敷申告書の提出を促すこととしている。しかし、これに応じず、結果的に家屋敷申告書の提出がない場合の取扱いについて、税政部市民税課に確認したところ、「課税の要件を満たしていることが確認できれば、家屋敷申告書の提出がない場合であっても課税することとしています。」との回答があった。

しかし、中央市税事務所で開催したヒアリング調査では、「家屋敷申告書の提出がない場合、職権で納税通知書を送付することはしていない。」との回答であり、課税の要件を満たしているか確認できないものと判断して、職権での課税をしていなかった。

家屋敷課税の職権での課税について、各市税事務所の取扱いに差異があることは、課税の公平性・網羅性を欠いたものであることから、過年度を含めた家屋敷課税の課税権の行使について、早急に検討すべきである。

3 給与支払報告書の未提出となっている事業者への対応について

【意見】

従業員の個人住民税を特別徴収していない事業者において、給与支払報告書が未提出の場合、当初賦課時期には事業者に対する給与支払報告書の提出督促を行わず、従業員が未

申告の場合に所得調査の一環として、提出を督促する取扱いとしているが、調査の効率的な手法とはいえ、経済性の面からも適切ではないことから、給与支払報告書が未提出となっている事業者については、特別徴収を実施している事業者と同様の時期、手法により提出の指導等を実施すべきである。

【理由】

従業員の個人住民税を特別徴収している事業者（以下「指定義務者」という。）において、給与支払報告書が未提出の場合には、当初賦課事務の段階（3月下旬）で出力される「未入力特徴義務者リスト」を基に、電話連絡により未提出理由の確認・提出に係る指導等を実施している。

一方、従業員の個人住民税を特別徴収していない事業者において、給与支払報告書が未提出となっている場合には、事業者への指導等ではなく、従業員が未申告の場合に、所得調査の一環として、給与支払報告書の提出を督促する取扱いとしている。

しかし、事業所が特別徴収を実施している場合と実施していない場合とを区別して調査方法を変えることは、効率的な手法とは言い難く、経済性の面からも適切とは言い難い。

事務処理の効率性・経済性の観点からは、給与支払報告書が未提出となっている事業者が指定義務者でない場合であっても、指定義務者と同じ指導等とするべきである。

4 給与所得に係る個人住民税の特別徴収の未実施者への勧奨について

【意見】

給与所得に係る個人住民税の特別徴収は、法令により義務付けられ、その周知は様々なリーフレットや各種説明会などにより実施されているが、特別徴収制度の利便性のアピールや今までにないサービスを提供するなど、特別徴収制度の更なる利用向上のための施策を検討すべきである。

【理由】

給与所得に係る個人住民税の特別徴収は、法令により義務付けられていて、その周知は、ホームページへの掲載、様々な郵送物へのリーフレットの封入及び各種説明会などにより実施されている。しかし、札幌市の特別徴収制度の普及割合は、40%台前半で推移しており、効果的な周知が行われている状況とは言い難い。

【3-2-1-Ⅲ-図表3 特別徴収義務者数の推移】

(単位:件)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
特別徴収義務者 A	31,669	31,420	31,606	31,992	32,555	33,031
特別徴収指定率 A/B	41.2%	42.0%	41.6%	42.7%	44.4%	44.3%
非指定義務者 (普通徴収)	45,105	43,362	44,339	42,937	40,835	41,498
計 B	76,774	74,782	75,945	74,929	73,390	74,529

(税政部作成資料)

地方税法の規定では、特別徴収に係る納期の特例制度が設けられており、給与の支払を受ける者が常時10人未満である場合には、「納期の特例に関する申請書」を提出し、承認を受けることにより、年12回の納入から年2回(6～11月までの分を12月10日まで、12月から翌年5月までの分を6月10日まで)の納入とすることができる制度である。しかし、その利用率を計る指標として、特別徴収の課税者が10人未満の特別徴収義務者に占める納期の特例制度を利用している事業者の割合は、2.0%前後で推移しており、その制度の理解が広がっている状況とはいえない。

【3-2-1-Ⅲ-図表4 特別徴収義務者の納期の特例の推移】

(単位:件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
納期の特例の利用者数 A	464	473	468
特別徴収課税者が10人未満の 特別徴収義務者数(※) B	20,172	21,643	24,264
利用割合 A/B	2.3%	2.2%	1.9%

※ 納期の特例の適用要件である「給与を受ける者が常時10人未満」のデータとは異なる。
(税政部作成資料)

今後は特別徴収制度の普及に向けて、特別徴収税額の納期の特例制度が所得税の源泉徴収事務の納期の特例制度に似ていることをアピールし、制度利用による利便性の向上につ

いて事業者の理解を深めるなどの広報活動を充実させるとともに、希望する事業者には他の市町村でも実施している個人住民税の納付書に税額を印字するサービスや、ホームページから納付書を作成できるシステムの構築など、所得税の源泉徴収事務にないサービスの提供や利便性をアピールすることも検討すべきである。

5-1 退職手当等に係る個人住民税について

【意見】

退職手当等に係る個人住民税の特別徴収税額の確認に有効な、退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書が未提出の事業者に、電話やハガキ等で提出を促し、積極的に特別徴収税額の確認をすべきである。

【理由】

退職手当等に係る個人住民税の特別徴収税額の確認については、給与所得に係る個人住民税を特別徴収している事業者（以下「指定義務者」という。）及び納入書の送付の依頼のあった指定義務者ではない事業者から提出される、市民税・道民税納入申告書に記載された特別徴収税額と退職所得の特別徴収票又は退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書を突合せし、事業者が納入した退職手当等の特別徴収税額と金額が一致しているかを確認している。

平成 26 年度の市民税・道民税納入申告書の中から、10 件の退職所得の特別徴収票と退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書のサンプリング調査を実施し、突合せ作業をした結果、双方の資料がないものが 4 件（指定義務者 2 件、指定義務者ではない義務者 2 件）確認された。

なお、退職所得の特別徴収票の提出範囲等の取扱いは、地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）（昭和 29 年 5 月 13 日自乙市発第 22 号、各都道府県知事宛自治庁次長通達）に下記のとおり規定されている。

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村関係）

第 5 節 退職所得の課税の特例

71 特別徴収票については、次の諸点に留意すること。

- (1) 退職手当等の支払者の手数を省くため、退職手当等の支払いを受ける者に交付す

る特別徴収票は、所得税の源泉徴収票と合わせて1枚の用紙によるものとし、市町村長に提出する特別徴収票は退職手当等の支払いを受ける者に交付するものを作成する際これと同一のものを作成できることとしておくこと。

(2) 特別徴収票は、法人（人格のない社団又は財団を含む。）がその役員（相談役、顧問その他これらに類する者を含む。）に対して支払う退職手当等に関し市町村長に提出することを要し、その他の退職手当等についてはその支払いを受ける者に交付すれば足りるものであること。

(3) 法第328条の5第2項の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額がないときは、特別徴収票は、退職手当等の支払いを受ける者の請求がない場合に限り、退職手当等の支払いを受ける者に交付することを要しないものであること。

上記のとおり、退職所得の特別徴収票は、法人がその役員に対して支払う退職手当等に関し、市町村長に提出する義務を負うこととなっているが、その他の者に対して支払う退職手当等について、提出義務はないこととなっている。

一方、退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書は、法令等により市町村長への提出が義務付けられているものではなく、札幌市独自の取扱いとして退職所得の特別徴収票の提出義務がない者を含めて、退職手当等の支払いをした事業者に、提出をお願いしているものとなっている。

そのため、退職手当等に係る特別徴収税額を納入する際に、市町村長へ提出する市民税・道民税納入申告書に記載された特別徴収税額が、適切に算出されているかを確認する作業が一部できない状況となっている。

現在、札幌市は退職所得の特別徴収票及び退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書のどちらかが提出された場合にのみ、市民税・道民税納入申告書との突合せ確認をしているが、適正な徴収の確認を実施するために、退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書が未提出の事業者に対して、電話やハガキ等により提出を促すなどして、積極的に特別徴収税額の確認を実施すべきである。

5-2 退職手当等に係る個人住民税について

【意見】

退職手当等に係る個人住民税の特別徴収が、適正に実施されているかを確認するための補正調査の実施を検討すべきである。

【理由】

退職手当等に係る個人住民税の納付方法について、給与所得に係る個人住民税を特別徴収している事業者（以下「指定義務者」という。）は理解する機会があると思うが、指定義務者ではない事業者については、理解する機会がほとんどない状況と考えている。税政部市民税課では「所得税と住民税は退職所得に係る所得金額や課税標準額が同一であり、所得税の源泉徴収を行っているにもかかわらず、個人住民税の特別徴収のみを行わないことは考えにくいとの理由から、あえて調査することとしていなかった。」との回答であったが、一般の従業員等に退職金を支払った事業者が、個人市民税を特別徴収する知識や考えがない場合もあり得ることから、何らかの退職手当等に係る個人住民税の補正調査が必要と考える。

よって、退職手当等に係る個人住民税の特別徴収が、適正に行われているかを確認する補正調査の実施方法を検討すべきである。

6 減免の申請・審査処理について

【意見】

個人住民税の減免申請における減免事由が失業等による担税力不足の場合の申請・審査処理において、失業等の事実を客観的に証する書類がない場合の審査が適正に実施されるように、減免事務取扱要領を改訂し、職員への周知・指導を徹底すべきである。

【理由】

各市税事務所において、平成 24 年度から 26 年度までの減免審査資料の簿冊から、ランダムに選定した平成 26 年度の 10 件の生活保護減免及び平成 24 年度から 26 年度までの担税力減免の全ての審査資料を確認した。

この中で、東部市税事務所における平成 26 年度の厚別区の失業等の事由 1 件で、減免通知が交付されていたが、失業等を客観的に証する資料の確認ができなかった。また、西部市税事務所における平成 26 年度の手稲区の失業等の事由 1 件で、減免通知が交付されていたが、失業等を客観的に証する資料の確認ができなかった。これらの審査資料については、後日、「申請書を受付する際に、失業等の事実を申請者本人から詳細に聴取し、申請事由に疑義がないものであった。」とする報告を税政部市民税課から受けたが、その失業等の事実を客観的に証する資料が添付されず、申請者本人から聴取した内容も記録されていなかったことは、失業等を減免事由とする審査として、適切な事務処理とは言い難い。今後

は、失業等を申請事由とした減免申請を含め、減免申請の際に納税者が申し出た申請事由を客観的に検証できる書類の提出がない場合の処理方法を整理するなどして、減免事務取扱要領を改訂するとともに、職員への周知・指導を徹底すべきである。

7 個人住民税の寄附金税額控除について

【指摘事項】

住民税申告で寄附金税額控除があった申告書のサンプリング調査において、寄附金受領証明書に受領日付のないものが1件あり、その申告者の賦課情報に寄附金額が登録されていた。住民税申告書によって寄附金税額控除の申告があった場合における、申告書や添付資料の確認を徹底するとともに、寄附金受領証明書の提示があった場合の確認表示の統一したルールを早急に整備すべきである。

【理由】

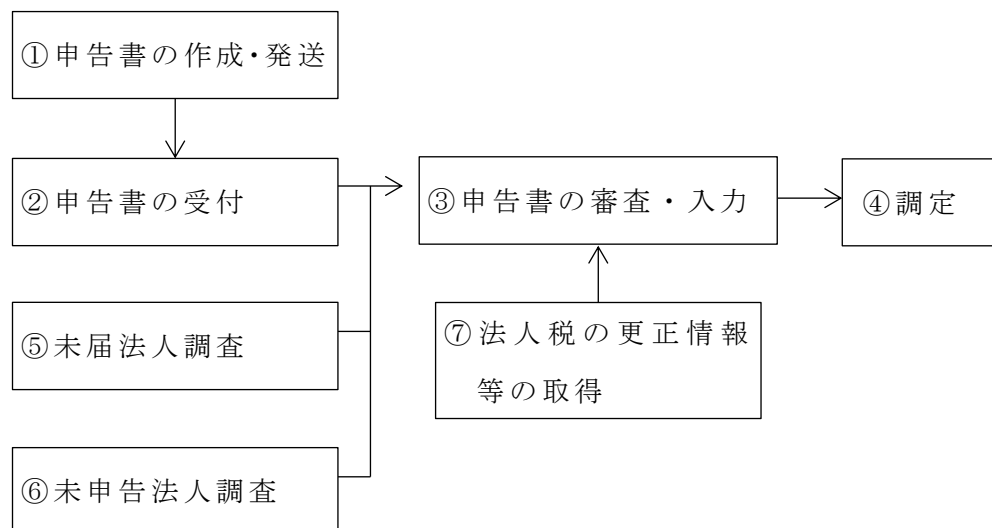
中央市税事務所で個人住民税の寄附金税額控除の適用があった申告書のサンプリング調査を37件実施したが、申告書に添付された寄附金受領証明書に受領確認の日付の記載がないものが1件（寄附金1,000円）あった。受領確認の日付の記載がないものは、寄附金税額控除の適用は否となるものであるが、担当者の説明は「寄附金の額が2,000円以下であり、寄附金税額控除は発生しないため、課税上の影響はない。」との回答であったが、その申告者の賦課情報には、共同募金会又は日本赤十字社分の寄附金支払額として、1,000円が登録されていたことから、寄附金税額控除の適用における寄附金受領証明書の確認を徹底すべきである。

また、個人住民税の申告によって寄附金税額控除の適用を受ける場合、寄附金受領証明書の添付又は提示が、控除適用の要件とされている。中央市税事務所では、提示により寄附金受領証明書の記載内容を確認した場合には、住民税申告書に確認担当者の確認印を押印し、これをもって提示を確認したこととする取扱いとしているが、その確認印のないものが4件、確認印に準ずるもの（添付書類別保管のスタンプや添付書類確認後返却のスタンプなど）と判断できるものが5件あったが、提示の確認をしたことについて定型化されたルールがなく、確認印に準ずるものとして扱って良いものか疑問が残ることから、寄附金受領証明書の提示があった場合の確認表示の方法について、統一したルールを早急に整備すべきである。

3.2.2 法人市民税

I 事務の概要及び税務統計について

中央市税事務所内における基本的な事務の概要は、下記のとおりである。



① 申告書の作成・発送

登録されている法人基本情報に基づき、決算月が到来する法人に対し、申告書の作成・発送を行う。

② 申告書の受付

法人より提出された申告書の受付を行う。

③ 申告書の審査・入力

申告書記載内容について確認・審査を行い、申告書記載内容を法人市民税システムに入力する。

④ 調定

③で入力されたデータの確認後、調定を行う。

⑤ 未届法人調査

法人が市内に事務所、事業所等を新たに設立又は設置した場合には、設立・設置届出書を提出しなければならない。

しかし、その届出がなされていない法人（以下「未届法人」という。）の解消を図るため、法務局における調査などによって未届法人と判明した法人について、電話、文書などで設立・設置届出書の提出を促す。

⑥ 未申告法人調査

申告書が提出されていない法人に対しては、電話連絡、現地調査等を行い、企業の実態を確認した上で、申告指導又は異動届の提出を求めるなどの対応を行っている。

⑦ 法人税の更正情報等の取得

法人税の更正がなされた場合、法人市民税の課税基礎となる法人税額が変更されるため、道税事務所より法人税の更正情報等を取得する。

法人市民税について、過去5年間（現年課税分及び滞納繰越分の合計）の収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率の状況は、下記のとおりである。いずれの数値も改善傾向にあるが、法人市民税は、法人を取り巻く経済状況の影響を受けた所得の状況によって、大きく税収が左右されやすい面がある。また、札幌市の法人市民税の増収効果のある経済政策も求められるところである。

【3-2-2-I-図表1 過去5年間の法人市民税についての収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率】
(単位：円、%)

区分	年度	収入	不納欠損	収入未済	収入率
法人 市民税	22	26,112,195,672	106,037,573	657,275,462	97.16
	23	26,000,547,693	101,570,290	595,042,979	97.39
	24	27,505,036,484	128,521,315	516,407,980	97.71
	25	28,814,182,501	122,508,934	394,056,045	98.24
	26	31,648,814,198	66,846,601	359,588,646	98.67

(包括外部監査人作成資料)

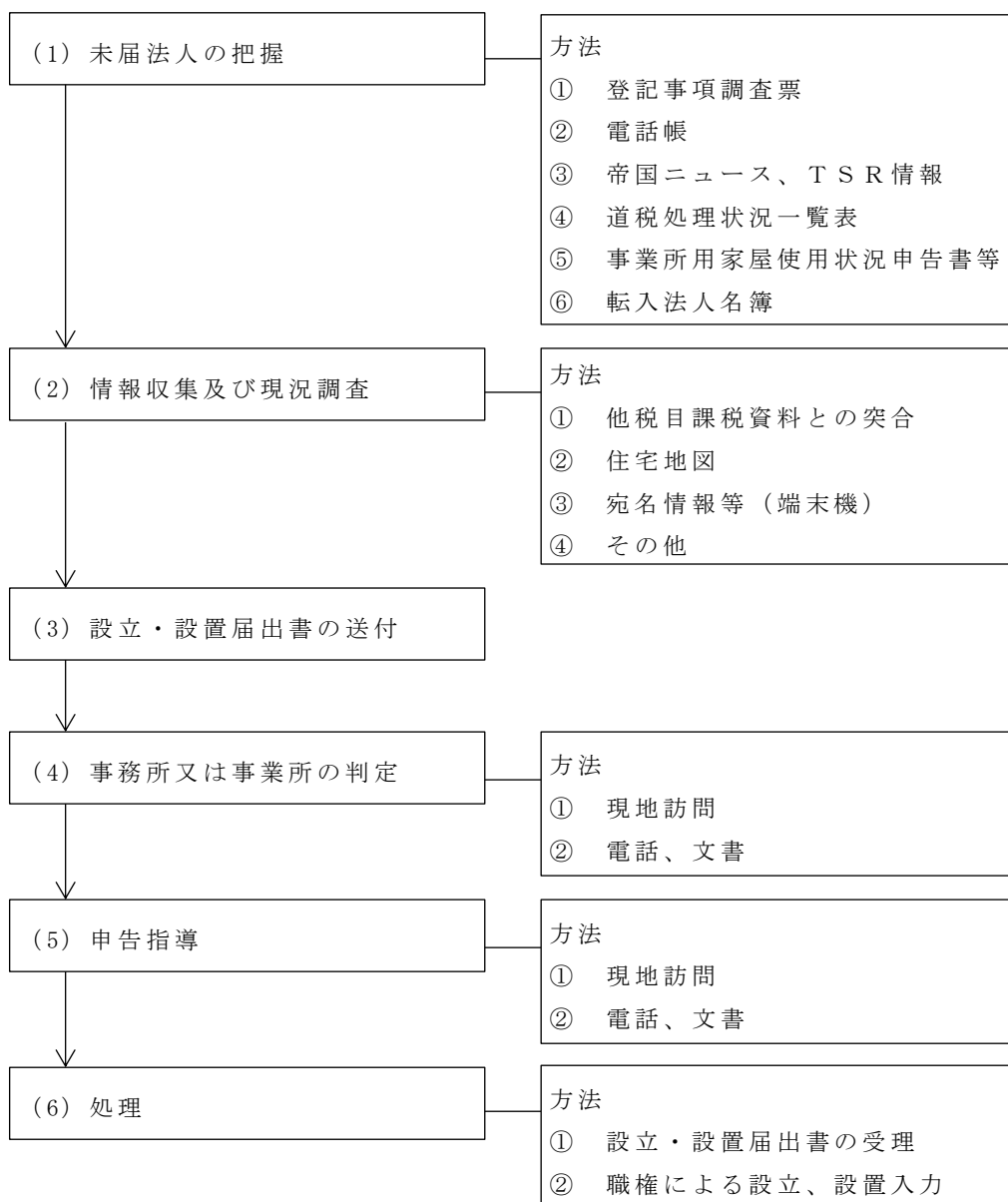
II 監査内容

1 未届法人の事務所・事業所等の確認調査について

法人が札幌市の各区内に事務所又は事業所等を新たに設立または設置した場合は、そ

の日から1月以内に、法人設立・設置届出書を提出しなければならない（市税条例第30条第8項）とされている。そして、その届出書の提出がされていない法人（未届法人）の調査方法として、札幌市法人市民税事務取扱要領のP285に、未届法人の調査フローが掲載されている。その未届法人の調査の具体的な流れ及び未届法人の把握方法が効率的に実施されているかを確認するために、ヒアリングを行い、未届法人一覧名簿の確認及び未届法人調査票・登記事項調査票のサンプリング調査を実施した。

【3-2-2-II-図表1 未届法人の調査フロー】



（税政部作成資料）

2 法人市民税の分割法人の法人税割額や法人市民税の均等割額の算定に係る従業者数について

申告納税制度となっている法人市民税で、2以上の市町村において事務所・事業所等を有する分割法人の法人税割額や、札幌市内の各区の法人市民税の均等割額の算定は、従業者数に応じて法人税割額の分割又は均等割額の税率が定められている。

よって、分割法人の法人税割額や各区の均等割額を算定する上で、従業者数の把握は重要なものとなってくことから、その従業者数について、疑義がある場合の調査方法をヒアリングにより確認した。

Ⅲ 監査の結果及び理由

1 未届法人の事務所・事業所等の確認調査について

【意見】

未届法人を把握するための調査方法で、個人市民税の事務所・事業所課税の資料収集で活用することとなっている、保健所での営業カード・食品販売カードの活用をしていなかった。この保健所から提供を受けた平成26年度の営業施設許認可の資料や、雑居ビル1棟の看板表示の現況調査及びテナントビル1棟の事業所用家屋貸付等申告書を基に、未届法人の事務所・事業所等の確認調査を依頼したところ、調査対象429件のうち、申告内容に問題がある可能性があり、調査を要すると考えられるものが22件判明したことから、課税の公平性や網羅性の観点より、早急に効率的・効果的な調査方法に改善すべきである。

【理由】

札幌市法人市民税事務取扱要領のP285に未届法人の調査フローが掲載され、未届法人の調査方法として、登記事項調査票・道税処理一覧表・事業所用家屋使用状況申告書などを基に未届法人を把握することとなっていて、これを基に未届法人一覧名簿が作成されていることを確認したが、個人市民税の事務所・事業所課税の対象者の調査票作成の資料収集で、保健所からの提供リスト等も活用することとなっている事実を知らなかったことは、課税の効率性・効果性のある調査方法とは言い難い。

今後は、税政部市民税課が、市民税課・諸税課・固定資産税課で管理・利用している各資料を横断的に利用できるようにリーダーシップをとるとともに、諸税課職員に対してこ

これらの調査方法を周知・徹底していくことで、効率性・効果性はより向上し、網羅的な調査が実現するものとする。

また、①保健所から提供を受けた平成 26 年度の営業施設許認可（医療関係、理美容業、飲食店業）資料、②包括外部監査人が看板表示の現況調査を実施し、資料収集した北区に所在する雑居ビル 1 棟、③事業所税の事業所用家屋貸付等申告書を活用し、中央区に所在する商業テナントビル 1 棟の未届法人の事務所・事業所等の確認調査を依頼した結果は、下記のとおりである。

【3-2-2-III-図表 1 各資料を活用した未届法人の調査結果】

(単位：件)

	保健所の H26 営業施設許認可			北区の	中央区の	計
	医療関係	理美容業	飲食店業	雑居ビル	テナントビル	
適正に申告あり	18	5	120	74	147	364
今回確認調査前から申告指導中	0	0	0	3	1	4
事務所なし	0	0	9	21	9	39
法人を特定できない	0	0	0	2	0	2
今回確認調査により申告指導中	0	1	4	2	6	13
今回確認調査により未届法人として届出指導中	1	0	1	4	1	7
計	19	6	134	106	164	429

(税政部作成資料)

上記の結果で、適正に申告があるなど、既に調査を進めているものを含めた件数は 407 件、それ以外で申告や届出が必要な件数は 22 件であり、調査件数に占める割合は 5.1% (22 / 429 件) であった。

また、この中で未届法人の調査方法の一つとして、事業所用家屋使用状況申告書を基に未届法人を把握することとなっているが、中央区のテナントビルは調査件数 164 件のうち、申告内容に問題がある可能性があり、調査を要すると考えられるものの件数は 7 件であり、調査件数に占める割合は 4.3% (7 件 / 164 件) であった。

以上のことから、市民税課・諸税課・固定資産税課の各課で管理・利用している各資料の活用が有効であることを証明している。

なお、北区の雑居ビルの看板表示の現況調査を実施したが、その調査結果は調査対象 106 件のうち、申告内容に問題がある可能性があり、調査を要するものと考えられるものなどの件数は 8 件であり、調査件数に占める割合は 7.5%（8 件／106 件）であった。現在、ほとんど実施していない雑居ビルや商業テナントビルの現況調査については、定期的な現況調査も検討すべきと考える。

よって早急に効率的・効果的な調査方法を検討し、改善すべきである。

2 法人市民税の分割法人の法人税割額や法人市民税の均等割額の算定に係る従業者数について

【意見】

札幌市内における各区の法人市民税の均等割額の算定に用いられる従業者数の確認調査を積極的に実施すべきである。

【理由】

申告納税制度となっている法人市民税では、2 以上の市町村において事務所・事業所等を有する分割法人の法人税割額や、札幌市内における各区の法人市民税の均等割額の算定は、従業者数に応じて法人税割額の分割又は均等割額の税率が定められているために、その従業者数を把握することは、分割法人の法人税割額や各区の均等割額を算定する上で、とても重要なものといえる。

税政部市民税課に行ったヒアリング調査では、「均等割の従業者数について、分割基準と大きな差異がある場合、ホームページ等で申告内容と異なる場合等は、電話照会、実態調査等を行い、従業者数の確認を行っております。具体例として、申告上の均等割で申告した課税区以外の支店をホームページ等で確認し、修正申告書の提出を求めています。」とあり、また、「分割法人の調査では、北海道からの通知により確認していますが、疑義がある場合は法人・関与税理士に確認しています。また、他の市町村へは必要が生じた場合、随時確認しています。」との回答で、分割法人の従業者数の検証はある程度、確認できるものであった。

しかし、札幌市内の各区の法人市民税の均等割額算定に係る従業者数について、例えば従業者数が 50 人超と 50 人以下で均等割額の税率が大きく変わることから、その従業者数の確認方法を中央市税事務所諸税課にヒアリングしたところ、「申告書の記載内容に問題がない場合、均等割の算定で用いる区ごとの従業者数が 50 人前後であることのみで、実態確

認調査等を行っていません。」との回答であり、積極的に確認調査を今まで実施していなかった。

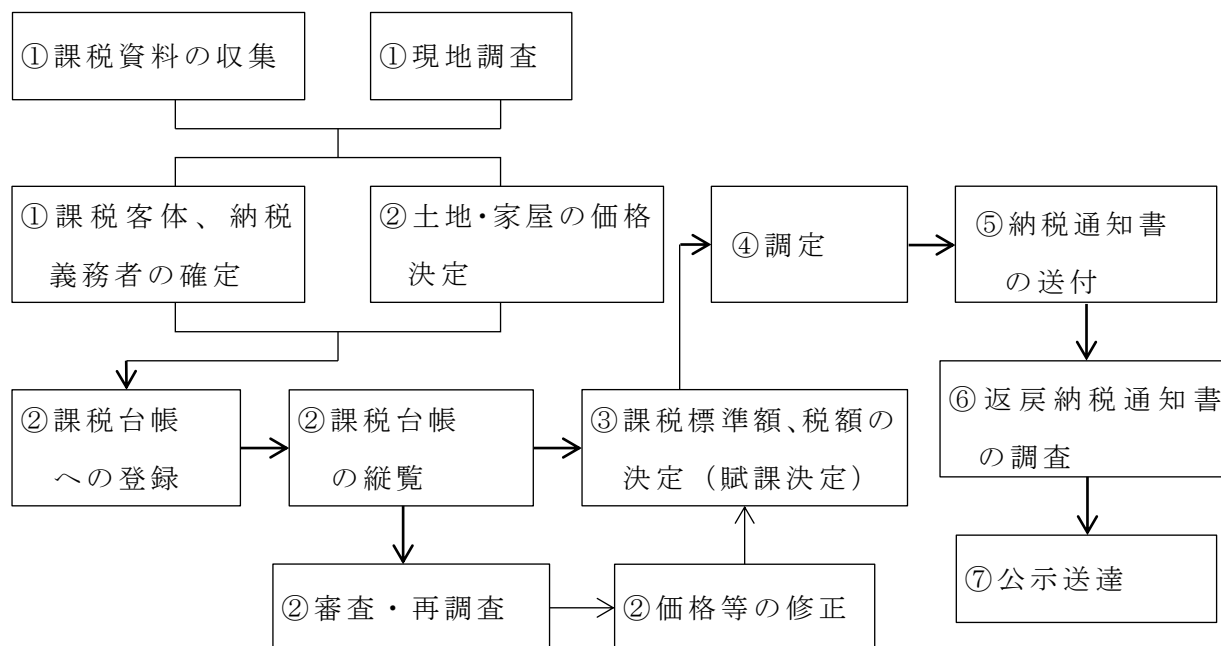
全ての法人の従業者数を調査することは不可能であっても、50人前後の法人を抽出し、その従業者数を調査することは可能と考える。

よって、札幌市内における各区の法人市民税の均等割額の算定に用いられる従業者数の有効な確認調査方法を検討し、積極的に確認調査を実施すべきである。

3.2.3 固定資産税及び都市計画税

I 事務の概要及び税務統計について

1 固定資産税（土地・家屋）



① 課税客体及び納税義務者の確定

登記済通知書や現所有者届出書などの資料により、固定資産税を課すべき資産とその所有者を特定し、納税義務者を確定する。

さらに、課税台帳に記載のない新築家屋等を現地調査により捕捉し、その所有者を特定する。

② 土地・家屋の価格の決定

税額決定の基礎となる課税標準を算出するため、固定資産評価基準（総務省）により固定資産の価格を決定する。

土地の価格は、売買実例価額を基に算定した正常売買価格を基礎として求められる。なお、宅地については、市町村間、地域間の評価の均衡や適正化などを目的として、平成6年度より地価公示価格の7割程度を目途とした評価がなされている。

家屋の評価は、評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費（再建築価格）を基礎として、

これに家屋の建築後の経過年数等を加味して評価される。

これらの土地・家屋の評価は、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことが実務的に不可能であることなどの理由から、3年に一度の基準年度に実施される。この年度に決定した評価額は、原則として3年間据え置かれるが、この基準年度以外でも、土地の区画・形質の変更や地目の変更、家屋の新築や増改築などがある場合には、その年度において資産の状況に応じた価格を決定する。平成27年度は、この基準年度に当たる。

ここで決定された資産の価格は、固定資産課税台帳に登録され、納税義務者及びその関係者に対する縦覧が行われ、価格に対して不服のある納税義務者は、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。

③ 課税標準額、税額の決定（賦課決定）

②で決定された価格が通常は課税標準額となるが、課税標準の特例措置などがある場合は、措置適用後の額が課税標準額となる。この課税標準額に税率1.4%を乗じたものが、納付税額となる。

④ 調定

③で決定された税額について、債権を確定する。

⑤ 納税通知書の送付

納税義務者に対し、納税通知書を送付する。

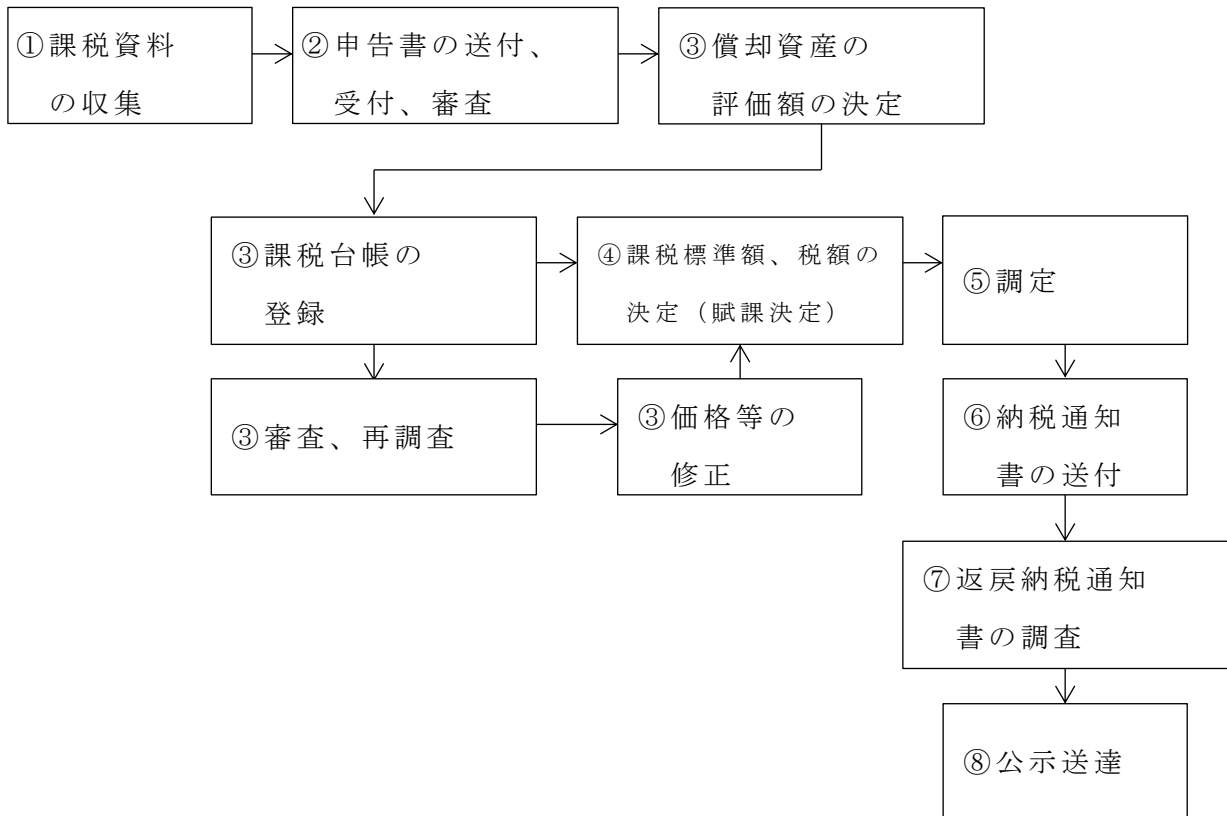
⑥ 返戻納税通知書の調査

宛先不明などで返戻された納税通知書については、課税台帳の内容と照合した上で、住民基本台帳や現地調査などを行い、新しい住所等を調査する。

⑦ 公示送達

⑥の調査によっても再送付先住所等が判明しなかった納税通知書は、公示送達を行う。

2 固定資産税（償却資産）



① 課税資料の収集

事業所開設届出等の情報や家屋係から提供される事業用家屋の異動情報を活用して、実地調査等を実施し、新規事業者等を把握する。

また、税務署調査も活用して課税資料の収集を行う。

② 申告書の送付、受付、審査

事業者に対して申告書用紙を送付し、提出された申告書を受け付け、申告内容について審査する。

③ 償却資産の評価額の決定

税額決定の基礎となる課税標準を算出するため、固定資産評価基準（総務省）により評価額を決定し、課税台帳に登録する。

償却資産の評価額は、対象資産の取得価格に、耐用年数に応じた減価率を適用して算出する。償却資産については、土地・家屋と異なり、毎年度評価替えを実施する。資産申出制度については土地・家屋と同様である。

④ 課税標準額、税額の決定（賦課決定）～ ⑧ 公示送達まで

土地・家屋と同様である。

3 都市計画税

都市計画税は、総合的なまちづくりを目的として行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充当するために設けられた目的税で、固定資産（土地・家屋）と同様に土地・家屋の価格を課税標準として課される税である。事務の概要については、固定資産税（土地・家屋）とおおむね同様であるため省略する。

4 固定資産税及び都市計画税に係る統計数値について

固定資産税（現年課税分及び滞納繰越分の合計）について、平成 26 年分の収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率を各区及び市税事務所ごとに集計したものは、下記のとおりである。本庁分として記載された額は、国や他の地方公共団体からの国有資産等所在市町村交付金である。各区での収入率については、大きな差はない。ただし、中央区は、固定資産評価額が高い土地や大規模な家屋が多いため、全体の固定資産税収入額の 35%程度を占めている。中央区以外の評価額増となる札幌市の施策が望まれるところである。

【3-2-3-I-図表 1 平成 26 年度固定資産税区別・市税事務所別収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率状況】（包括外部監査人作成資料）

区分		収入	不納欠損	収入未済額	収入率
		円	円	円	%
固定資産税					
中央	本庁	470,964,600	-	-	100.00
	中央区	37,528,508,077	24,419,530	387,359,754	98.91
	小計	37,999,472,677	24,419,530	387,359,754	98.93
北部	北区	11,443,946,242	30,821,697	195,945,577	98.06
	東区	10,976,142,717	31,644,353	192,227,816	98.01
	小計	22,420,088,959	62,466,050	388,173,393	98.03
東部	白石区	9,768,947,158	11,838,561	144,432,164	98.43
	厚別区	5,501,114,323	2,723,708	47,706,547	99.09
	小計	15,270,061,481	14,562,269	192,138,711	98.67
南部	豊平区	9,334,771,197	11,739,962	186,886,707	97.92
	清田区	4,275,041,909	5,362,021	86,001,076	97.91
	南区	5,006,445,109	24,639,214	233,705,144	95.10
	小計	18,616,258,215	41,741,197	506,592,927	97.14
西部	西区	9,578,415,771	16,368,616	169,181,629	98.10
	手稲区	4,680,746,880	21,492,512	143,084,178	96.61
	小計	14,259,162,651	37,861,128	312,265,807	97.60
計		108,565,043,983	181,050,174	1,786,530,592	98.22

都市計画税（現年課税分及び滞納繰越分の合計）について、平成 26 年度分の収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率を各区及び市税事務所ごとに集計したものは、下記のとおりである。固定資産税と同程度の収入率となっている。

【3-2-3-I-図表 2 平成 26 年度都市計画税区別・市税事務所別収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率の状況】

区分		収入	不納欠損	収入未済	収入率
		円	円	円	%
都市計画税					
中央	中央区	6,240,858,396	3,806,196	78,874,759	98.69
	小計	6,240,858,396	3,806,196	78,874,759	98.69
北部	北区	2,730,545,564	7,397,158	46,937,510	98.05
	東区	2,597,202,189	7,513,520	45,597,186	98.00
	小計	5,327,747,753	14,910,678	92,534,696	98.03
東部	白石区	2,312,334,899	2,811,402	34,271,920	98.42
	厚別区	1,330,472,385	663,655	11,591,203	99.09
	小計	3,642,807,284	3,475,057	45,863,123	98.67
南部	豊平区	2,295,762,592	2,925,478	46,339,758	97.90
	清田区	1,031,449,981	1,300,719	20,833,906	97.90
	南区	1,164,821,064	5,777,040	54,736,021	95.07
	小計	4,492,033,637	10,003,237	121,909,685	97.15
西部	西区	2,342,202,898	4,001,155	41,360,534	98.10
	手稲区	1,119,592,926	5,206,425	34,522,548	96.58
	小計	3,461,795,824	9,207,580	75,883,082	97.60
	計	23,165,242,894	41,402,748	415,065,345	98.07

（包括外部監査人作成資料）

固定資産税のうち償却資産分（現年課税分及び滞納繰越分の合計）の過去 5 年間の収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率の状況は、下記のとおりである。

【3-2-3-I-図表 3 過去 5 年間の償却資産に係る固定資産税の収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率の状況】

区分		収入	不納欠損	収入未済	収入率
		円	円	円	%
償却 資産分	平成22年度	10,733,829,696	26,099,759	127,562,920	98.59
	平成23年度	10,207,856,378	28,399,117	99,853,125	98.76
	平成24年度	10,025,578,642	15,462,281	72,505,502	99.13
	平成25年度	10,171,278,911	14,958,904	52,833,787	99.34
	平成26年度	10,187,625,866	7,859,408	43,437,947	99.50

（包括外部監査人作成資料）

下記の図表は、過去5年分の固定資産税及び都市計画税の対象となる家屋の状況調べである。平成22年度と比較して全体的に棟数及び床面積は増加しているが、平成24年度の評価替えによる影響で、評価額は逆に減少している。このように、3年ごとに行われる評価替えの影響を受けることで、今後、家屋の固定資産税及び都市計画税は増加が見込めない懸念があることを示している。安定的な税収とされる固定資産税について、今後、伸び悩むことを想定した財政運営の検討が必要とされる。

【3-2-3-I-図表4 家屋年度別調べ】

家屋年度別調				
区分	年度	棟数	床面積	決定価格
		実数	実数	実数
		棟	m ²	千円
木造	22	338,199	44,861,314	1,081,584,064
	23	339,952	45,167,667	1,114,292,580
	24	341,673	45,449,516	1,033,749,569
	25	343,007	45,679,969	1,063,843,347
	26	343,723	45,841,928	1,094,387,193
木造 以外	22	144,202	66,283,386	4,102,784,746
	23	145,631	66,665,791	4,166,325,394
	24	147,353	67,075,924	3,793,168,441
	25	148,728	67,488,528	3,855,795,575
	26	150,161	68,249,953	3,940,759,973
合計	22	482,401	111,144,700	5,184,368,810
	23	485,583	111,833,458	5,280,617,974
	24	489,026	112,495,440	4,826,918,010
	25	491,735	113,468,497	4,919,638,922
	26	493,884	114,091,881	5,035,146,166

(包括外部監査人作成資料)

下記の土地の平成 26 年度における地目別の状況では、筆数、地積、評価額のいずれにおいても宅地が大きな割合を占めている。今後、人口減少化の中でこのままの状況を維持できるかは疑問であり、土地に係る固定資産税及び都市計画税についても、安定的な税収と見込めるのか、税収の将来性について検討の時期に来ている。

【3-2-3-I-図表5 平成26年度の土地調べ】（単位：筆、千㎡、千円）

土地年度別調 平成26年度			
項目別	筆数	地積	決定価格
	実数	実数	実数
田	78	455	630,626
畑	9,247	26,552	55,705,781
宅地	731,697	137,071	5,732,471,600
鉱泉地	52	0	75,737
池沼	24	46	10,236
山林	12,417	98,154	481,139
牧場	-	-	-
原野	45,697	29,803	2,120,204
雑種地	63,705	42,003	109,675,691
合計	862,917	334,084	5,901,171,014

（包括外部監査人作成資料）

固定資産税の対象となる償却資産についての過去3年間の状況は、一般的な経済状況の好転の影響もあり、評価額で見ると増加傾向にあることが、下記の図表により確認できる。償却資産に係る固定資産税は、景気の動向による企業の設備投資への意欲に影響を強く受け、課税対象となる資産の耐用年数も短いなど、家屋や土地に対する固定資産税よりも税収の安定性では劣る要素がある。

【3-2-3-I-図表6 過去3年分償却資産価格調べ】（単位：千円）

償却資産年度別調			
種別	平成25年度 決定価格	平成26年度 決定価格	平成27年度 決定価格
構築物	197,097,071	198,408,996	204,767,988
機械及び装置	176,748,352	176,919,587	181,390,610
船舶	56,883	73,417	63,172
航空機	264,318	325,210	309,106
車両及び運搬具	3,624,568	3,899,892	4,170,236
工具器具及び備品	169,623,535	171,251,628	172,420,415
合計	547,414,727	550,878,730	563,121,527

（包括外部監査人作成資料）

II 監査内容

1 監査の視点

(1) 固定資産税（土地・家屋）

固定資産税（土地・家屋）は賦課課税方式の地方税であり、納税者からの申告が基本的にはないことから、市が自ら課税資料を収集しなければならない。平成 26 年度の札幌市税務統計によると、課税客体は、土地が約 86 万件（筆数）、家屋が約 49 万件（棟数）となっているのに対して、税政部及び市税事務所の固定資産税課の職員総数は 174 人（平成 26 年 4 月 17 日現在の償却資産係を除く職員数）となっており、膨大な課税客体を限られた職員数で、網羅的に捕捉し、適切に賦課を行わなければならないことになる。よって、監査に当たっては、賦課が網羅的に行われているか（以下「賦課の網羅性」という。）、賦課が適切に行われているか（以下「賦課の適切性」という。）の 2 点を中心に確認を行うこととした。市税事務所への監査前に税政部固定資産税課にヒアリングを行ったところ、賦課の網羅性については、登記情報や建築確認申請情報の確認、現地調査、航空写真撮影などの確認作業が実施されていることが分かったため、賦課の適切性の確認を中心に監査を実施することとした。また、固定資産税課は、土地係と家屋係に分けられているが、土地の評価や住宅用地に対する課税標準の特例（以下「住宅用地の特例」という。）などの適用は、家屋の評価と相互に関連する点もあるため、その連携状況や土地・家屋の評価調書、台帳などの情報が効果的、効率的に事務に利用されているか、一般に市販されている地図情報の利用可能性についても調査を行った。

(2) 固定資産税（償却資産）

納税義務がある償却資産の所有者は、毎年 1 月 31 日までに償却資産申告書を市長に提出しなければならないとされている（市税条例第 59 条）。固定資産税（償却資産）は賦課課税方式の租税であるため、償却資産申告書はあくまで課税資料としての位置付けであるが、納税義務者からの課税資料の提出がある点において、固定資産税（土地・家屋）とは大きく特徴が異なる。固定資産税（償却資産）の監査に当たっても、賦課の網羅性、賦課の適切性の 2 点を中心に確認を行う点は同様であるが、固定資産

税（償却資産）の課税客体は機械及び装置、工具・器具及び備品等は登記が行われな
い資産であるため、納税者からの申告がなければ賦課を行うことが難しいという特徴
がある。よって、賦課の網羅性の確認を中心に監査を行うこととした。

2 実施した監査手続

固定資産税について実施した監査手続は、次の（１）（２）のとおりである。なお、
監査に基づく指摘事項、意見については、下記Ⅲに詳細を記載している。

（１）固定資産税（土地・家屋）

- ① 賦課の網羅性及び賦課の適切性を確認するための監査手続
 - i 毎年度行われる現地調査の実施状況等について、ヒアリングを中心に確認を行
った。
- ② 賦課の網羅性を確認するための監査手続
 - i 課税資料（登記情報、建築確認申請情報等）の収集状況、３年に一度実施され
る航空写真撮影の成果及び利用状況の確認を行った。
- ③ 賦課の適切性及び情報活用状況の監査手続
 - i 土地とその土地を使用する家屋の課税情報を突合し、土地及び家屋の課税情報
がそれぞれから見て正確であり矛盾がないか、サンプリング調査で確認を行った
（内部情報相互の正確性確認の視点）。
 - ii 民間の地図情報（市販されている住宅地図）を参照して、住宅用地の特例の適
用状況の確認を行った（外部情報の利活用の可能性の視点）。
 - iii 非課税・減免申請書のサンプルの確認を行った。
 - iv 住宅用地使用申告書、固定資産税減額申請書の提出状況の確認を行った。
- ④ その他の監査手続
 - i 事務の流れについてヒアリングを行い、各事務における対象書類について適宜
確認を行った。

(2) 固定資産税（償却資産）

① 賦課の網羅性を確認するための監査手続

- i 税務署調査（税務署での国税資料の閲覧等）の実施状況等に関して確認を行った。
- ii 実地調査の実施状況、成果に関して確認を行った。
- iii インターネットの電話帳サイト等に掲載されている事業者の情報を利用し、特定の2業種について、償却資産の申告が行われているかを確認した。
- iv 事業所税の課税情報を利用した償却資産申告状況の確認を行った。
- v 事業用資産に係るリース資産の申告状況について、サンプルの確認を行った。

② 賦課の適切性を確認するための監査手続

- i 償却資産申告書に記載されている内容が、課税台帳に正しく登録されているかサンプルの確認を行った。
- ii 実地調査に基づく修正申告書の内容について、サンプルの確認を行った。
- iii みなし課税を実施している事業者に対する市税事務所の対応状況について、確認を行った。
- iv 非課税・減免申請書の確認を行った。

③ その他の監査手続

事務の流れについてヒアリングを行い、各事務における対象書類について適宜確認を行った。

Ⅲ 監査の結果及び理由

1 固定資産税（土地・家屋）

【意見】

現地調査の記録方法等の統一を図るべきである。また、深度をもった現地調査を計画的に行うべきである。

【理由】

市税事務所では、夏と年末に土地と家屋の現地調査を行っている。市税事務所ごとに担当地域の広さや件数に違いがあるため、現地調査に要する期間については一律ではないが、夏は2週間以上をかけ徒歩・自転車・自動車等を用いて、担当者ごとに割り当てられた地域を確認し、年末は新增築や異動があった物件などをピンポイントで確認している。平成26年度においては、市税事務所合計で土地評価担当の土地係は2,115日、家屋評価担当の家屋係は8,032日の現地調査が実施されている。現地調査の計画・方針は特に定められていないが、年2回の現地調査の主な着眼点は、下図のとおりであり、外勤時に把握した情報は土地係と家屋係で適宜共有され、連携が図られているとのことである。

【3-2-3-III-図表1 現地調査の際の主な着眼点】

区 分	夏	年 末
土地係	<ul style="list-style-type: none"> 土地の利用状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 夏の現地調査以降に新たな登記情報の通知があった場合の現地確認 家屋の新築及び滅失確認（住宅用地の特例適用の有無）
家屋係（木造）	<ul style="list-style-type: none"> 既存家屋の現地確認（増改築や滅失等の把握） 新築家屋及び建築工事中家屋の状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> 建築工事未完了家屋の完成・未完成の確認 既存家屋の滅失確認（夏の現地調査以降の滅失家屋を把握）
家屋係（非木造）	<ul style="list-style-type: none"> 既存家屋の現地確認及び滅失確認 新築家屋及び建築工事中家屋の状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> 建築工事未完了家屋の完成・未完成の確認 既存家屋の滅失確認（夏の現地調査以降の滅失家屋を把握）

（市税事務所作成資料に包括外部監査人一部加除）

現地調査で、担当者は担当地域の地図を作成・携帯し、当該地図に異動があった物件については情報をメモし、異動がない物件についてはチェックマークを付すなどして記録を行っている。監査の際、数名の担当者が作成した地図を確認したが、地図の作成方法、メモの方法、外勤を行った日付の記載の有無について統一が図られていなかった。人事異動や担当地区替え、上席者による確認、後日の検証等を考えた場合には、地図の作成方法、

記録方法の統一を図り、一定期間保存すべきである。

現在の現地調査は、土地系の現地調査において、家屋の新築・改築・滅失など、明確な使用実態の変化があった場合には、聞き取り調査等が行われているものの、使用状況の変化は、外観による確認が主になっており、現況を十分に確認できていない。今回も住宅用地の課税標準に関する特例に対して、監査を行ったところであるが、家屋係との連携による情報やデータの収集に加え、民間の地図情報等を現地調査の事前準備として把握し、調査に臨むことによって、状況の変化を確認することが可能と思われる事例があった。防犯上、自由に出入りすることができないアパートやマンションなどの建物も増え、現地調査による状況把握が難しくなっていることは理解するが、より正確な課税を行うため、新築・改築・滅失などの物理的な増減があった物件だけではなく、既存物件に対しても納税者からの情報収集に加え、地図情報等の民間情報も活用するなど、深度をもった現地調査を行うべきである。その際、札幌市内に存在する土地・家屋は膨大な件数であり、やみくもに現地調査を行っても効果は上がらないと考えられるため、市税事務所全体で、現地調査に関する中長期的な計画、年度ごとのテーマを定めるなどして効率的に実施すべきである。

また、非課税物件、減免物件に対しては、現地調査の際に非課税、減免となった状況が継続しているかについて確認が行われているが、これについても、先に記載したとおり外観からだけではなく、定期的に聞き取り調査等を行うなどしてより正確な確認を行うべきである。

【指摘事項】

土地の区分とその土地を使用する家屋の課税情報を突合し、賦課が適切に行われているか確認したことにより、住宅用地の特例の適用違い等の事例が検出されたため、必要な措置を講じるべきである。

【理由】

1 概要

課税明細書に記載されている土地、家屋に対しての課税情報が適切に利用された上で賦課が行われているかを確認するために、平成 27 年 1 月 1 日時点の課税明細書の全データから、同一地番に所在する土地と家屋のうち、次の組合せ条件を満たすデータを抽出し監査を行った。

【3-2-3-III-図表2 土地と建物の組合せ条件】

組合せ条件	条件1	条件2
土地の区分	住宅用地 (住宅用地の特例の適用有)	非住宅用地 (住宅用地の特例の適用無)
家屋の用途	非住宅系 (事務所、店舗等)	住宅系
抽出されたデータ総数	1,232件	1,780件

(包括外部監査人作成資料)

通常、非住宅用地の上には非住宅系の家屋が、住宅用地の上には住宅系の家屋が存在しているため、上記条件1と条件2は、通常では想定し難い特異な組み合わせとなる。データ総数3,012件のうち、条件1、条件2について、それぞれ20件ずつ計40件のサンプルを抽出して個別に確認を行った。

確認の結果、住宅用地の特例の適用違い等の事例が検出されたが、概要は下図のとおりである。なお、図表中、影響税相当額（市税事務所では、現地調査等を終了していない事例については、一定の仮定のもとに影響額を計算しているため、以下「影響税相当額」と記載している。課税に当たっては、現地調査等に基づく事実関係の再確認が必要となる。）を+と▲で表示しているが、賦課が過少となっているものを+、賦課が過大となっているものを▲で表示している。

【3-2-3-III-図表3 住宅用地の特例適用違い等の検出件数・割合】

項目	条件1		条件2	
	件数	割合	件数	割合
住宅用地の特例適用違い等が検出されたもの	9件	45%	3件	15%
上記以外	11件	55%	17件	85%
合計	20件	100%	20件	100%

(包括外部監査人作成資料)

【3-2-3-III-図表4 住宅用地の特例適用違い等による影響税相当額】

項 目	条件 1		条件 2	
	過少 (7 件)	過大 (2 件)	過少 (0 件)	過大 (3 件)
平成 27 年度の税額 影響額	776 千円	▲ 3 千円	/	▲ 148 千円
過去 5 年間 (平成 23 年度～平成 27 年 度) の影響税相当 額累計	3,871 千円	▲ 17 千円	/	▲ 699 千円

(包括外部監査人作成資料)

今回、サンプリングにより確認を行った件数は 40 件であるが、データ総数 3,012 件の中には、検出した以外にも住宅用地の特例適用違い等があることが想定される。現在、市税事務所では、この監査での確認状況を受けて、データ総数 3,012 件について全件確認を進めているところであり、その結果に基づいて適切な措置を行う必要がある。

また、住宅用地の特例適用違い等が検出されたものの大部分は、当初の住宅用地認定後、土地の使用状況に変更があったことに起因するものであり、現地調査の際の確認不足、土地係と家屋係との連携不足等が原因であったものと考えられる。今回の確認方法は、課税明細書のデータ処理を行うことによって、ある程度機械的にデータ・エラーを検出・是正できる一つの方法であるといえる。固定資産税は、膨大な課税物件を限られた人員と期間で賦課する必要がある租税であるため、この確認方法に限らず、現地調査における意見でも示したように、組織内の連携強化による情報共有のあり方を含め、民間の地図情報の活用や納税者からの情報の収集方法などを検討し、効率的な確認方法を模索すべきであると考えられる。

2 調査結果の内訳

(1) 条件 1

条件 1 からは、下表のような住宅用地の特例適用違い等が検出された。

【3-2-3-III-図表5 条件1の住宅用地の特例適用違い等内訳】

No	市 税 事 務 所	土地・家屋 の別	土地の区分・ 家屋の用途	地積・ 面 積 (㎡)	市税事務所からの回答		
					概 要	税額影響額 (千円)	
						平成 27年度	過去5 年累計
1	中 央	土 地	住宅用地	343.8	当該土地の上には①の事務所用家屋と②の併用住宅が建っており、土地全体を住宅用地として認定している。外観、家屋平面図等から居住部分割合は1/4以上1/2未満となり、土地の地積の半分は非住宅用地になると考えられる。	+340	+1,748
		家 屋	①事務所 ②併用住宅	208.26 247.09			
2	中 央	土 地	①住宅用地 ②住宅用地 ③住宅用地	347.1 267.57 35.05	土地①～③全体を住宅用地として認定している。外観、家屋平面図からは家屋①～②の居住部分割合は1/4以上1/2未満となり、土地①～③の地積の半分は非住宅用地になると考えられる。	+264	+1,379
		家 屋	①店舗 ②併用住宅	461.09 384.12			

3	南部	土地	住宅用地	166.75	建物（平成 26 年度建築）の用途が当初専用住宅として登録されていたが、賦課決定前に建物の用途を事務所に訂正したため、土地も非住宅用地に訂正すべきであった。（平成 26 年度建築のため、税額影響は平成 27 年度のみ）	+33	+33
		家屋	事務所	84.86			
4	東部	土地	住宅用地	330.6	家屋は当初建築時、併用住宅であったが、大規模改築により事務所へ用途変更された。その際、住宅用地の特例の適用変更を行わなかったものと推測される。	+57	+294
		家屋	事務所	331.7			
5	西部	土地	住宅用地	199.56	家屋の建築当初は併用住宅であったが、増改築に伴い家屋の用途は店舗に変更された。その際、土地について住宅用地の特例の適用変更を行わなかったものと考えられる。外観からは店舗	+80	+413

5	西部				として使用されていると思われる。		
		家屋	店舗 店舗	172.38 205.94			
6	西部	土地	①住宅用地 ②住宅用地	87 288	倉庫の所有者は①の土地に一部接している隣地②に住宅を所有し居住している。確認した結果、①の土地の上に存する①の倉庫は、当該住宅の付随的な家屋として利用されているため、①と②の土地を一体で評価すべきであった。	▲2	▲13
		家屋	①その他 倉庫	70.99			
7	北部	土地	住宅用地	103.75			
		家屋	事務所	121.46	用途を併用住宅とするべきところ、事務所としていたため、家屋の評価額が過少となっていた。	+1	+1
8	北部	土地	住宅用地	495			
		家屋	①公衆浴場 ②一般住宅 専用住宅 簡易附属家	482.76 19.44	用途を併用住宅とするべきところ、公衆浴場としていたため、家屋の評価額が過少となっていた。	+1	+3

9	北部	土地	住宅用地	178.12			
		家屋	店舗	165.24	用途を併用住宅とするべきところ、店舗としていたため、家屋の評価額が過大となっていた。	▲1	▲4

(包括外部監査人作成資料)

(2) 条件2

条件2からは、下表のような住宅用地の特例適用違い等が検出された。

【3-2-3-III-図表6 条件2の住宅用地の特例適用違い等の内訳】

No	市 税 事 務 所	土地・家屋 の別	土地の区分・ 家屋の用途	地積・ 面積 (㎡)	市税事務所からの回答		
					概 要	税額影響額 (千円)	
						平成 27年度	過去5 年累計
1	南部	土地	非住宅用地	307.82	非住宅用地として認定していたが、現所有者への聞き取りの結果、平成17年の取得から居宅敷地に変更し使用開始していることが判明した。よって、平成18年から住宅用地の特例を適用する必要があった。 (平成18年からの税額影響額累計 約▲108万円)	▲94	▲497

1	南部	家屋	一般住宅用 専用住宅用	96.39			
2	東部	土地	非住宅用地	198.35	平成25年まで住宅用地の特例が適用されていたが、平成26年以降は住宅用地の特例の適用を行っていない。		
		家屋	一般住宅用 専用住宅用	45.4	確認の結果、現在家屋が存在しないことが分かった。土地の課税状況から平成25年中に家屋が滅失したものと推測される。	▲10	▲20
3	西部	土地	①非住宅用地 ②住宅用地	176 151	当初①と②の土地の上に計3棟の住宅が建っており、①と②の土地はともに住宅用地の特例が適用されていた。①の土地の上の住宅を取り壊したときに①の土地について住宅用地の特例を外したが、①と②の中間に位置する住宅が現存するため①の土地について住宅用地の特例を適用する方向で検討する。	▲44	▲182
		家屋	一般住宅用 専用住宅用	67.7			

(包括外部監査人作成資料)

【指摘事項】

市内にある2階建て以上の併用住宅（事業用と居住用の利用が併用されているもの）の敷地である土地について、一般に市販されている住宅地図を基に、住宅用地の特例が正しく適用されているかどうかサンプリング調査を実施したところ、①課税当初の登録から誤っており、その結果、税額修正が生じるケースが複数発見された。早急に是正すべきである。また、②この方法による調査でも併用住宅の入居者の移動等の理由により居住割合が変動した結果、従前の特例の適用ができなくなり税額修正が生じる可能性の高い物件が発見されている。③さらに、従来、居住用専用のマンションであった家屋について現状も居住用であるかどうかも検討を行ったが、かなり現状と当時の状況が異なっている家屋も発見されており、早急に確認作業を行うべきである。

【理由】

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例が設けられており、次のとおり価格に住宅用地特例率（1/6 又は 1/3）を乗じて算出した額が課税標準となる。

- ・ 200 m²までの小規模住宅用地部分価格 $\times \frac{1}{6}$
- ・ 200 m²を超える一般住宅用地部分 $\times \frac{1}{3}$

住宅用地には、①専用住宅（専ら人の居住のために使用する家屋）の敷地として使用されている土地及び②併用住宅（一部を人の居住のために使用する家屋）の敷地として使用されている土地の2つがある。

①についてはその土地の全部（家屋の床面積の10倍まで）を、②についてはその土地の面積に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地（居住用家屋の床面積の10倍まで）を住宅用地としており、その面積は、家屋の敷地面積に、下の表の住宅用地の率を乗じて求める。

【3-2-3-III-図表7 併用住宅等の住宅用地の率】

	家 屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専用住宅	全部	1.0
ロ	ハ以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0
ハ	地上5階以上の耐火建築物 である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0

「住宅用地」として扱うためには、賦課期日（1月1日）に住宅の敷地として使用されている必要があるため、賦課期日において住宅の建築が予定されている土地、あるいは新たに住宅が建築されつつある土地は住宅用地とならない。

ただし、賦課期日において住宅を建替え中、又は災害により住宅が滅失・損壊した土地で次の要件を満たすものについては、住宅用地として取扱う。

■ 賦課期日において住宅を建替え中の土地の場合

- ・ 前年度の賦課期日において住宅用地であったこと。
- ・ 住宅の建築が当該年度の賦課期日において着手されており、その住宅が年内に完成されるものであること。
- ・ 住宅の建替えが、建替え前の敷地と原則として同一の敷地において行なわれるものであること。
- ・ 土地の所有者が、前年度の賦課期日と当該年度の賦課期日とで、原則として同一であること。
- ・ 住宅の所有者が、前年度の賦課期日と当該年度の賦課期日とで、原則として同一であること。

■ 震災、風水害、火災その他の災害により滅失又は損壊した住宅の敷地として利用されていた土地の場合（適用が災害の発生後2年度分）

- ・ 震災、風水害、火災その他の災害により住宅が滅失・損壊した場合であること。
- ・ 次年度に住宅用地として使用できないことについて、やむを得ない事情が認められること。
- ・ 当該年度の賦課期日において、家屋又は構築物の敷地として使用されていないこと。

今回のサンプリング調査における情報突合のフローは、次のように行った。

- 1 現在時点の一般に市販されている住宅地図で、居住割合が 50%を下回ると推定される 2 階建て以上の併用住宅を、サンプリングにより抽出を行う。
- 2 そのサンプリングされた併用住宅について、家屋係が所掌する家屋評価調書に記載された居住割合を確認。
- 3 その対象土地について、土地係が所掌する土地評価調書の住宅用地の特例の適用状況のチェックを行う。
- 4 その結果、家屋評価調書における居住割合を基に、その敷地である土地に係る住宅用地の特例の適用について、家屋評価調書の居住割合に基づかない場合の原因を分析。

具体的には、対象土地について、市販されている住宅地図から算出した居住割合と家屋評価調書に基づく居住割合とが一致しているはいるが、土地評価調書に記載されている居住割合とは異なっている場合に、家屋評価調書の居住割合と土地評価調書の居住割合が異なっていることにより、それぞれの割合を基に算出した特例の適用状況が異なる場合について、市税事務所において確認調査を行った結果、その居住割合算出に誤りがあり、そのため、特例適用に違いが生じ、税額修正が必要なものが発見された。その場合に修正が必要とされる税額については、過去 5 年分の固定資産税及び都市計画税も算出した。

札幌市の住宅地等認定要領では、住宅用土地について土地係の調査に基づく判断でこの特例の判定は可能となっているため、家屋評価調書の居住割合を利用して特例を適用しなければならないことにはならない。しかし、実務上、ほとんどの場合、課税当初の家屋評価調書の居住割合を利用して土地係では住宅用地の特例の判定を行い、その後、土地係が利用状況が大きく変わっていると確認できた場合に、特例の判定のし直しを行っている。課税当初の居住割合が、その後において大きく変化があったと確認できるのは、固定資産税課では増築等の登記情報などによる場合がほとんどであり、増築等の登記情報による場合には、土地評価調書が変更されれば同時に家屋評価調書も変更されることになっており、サンプリングでの突合については問題はないと考えられる。市税事務所では現地確認調査の詳細な資料が保存されていないので、市税事務所では比較できる資料としては家屋評価調書以外ない。よって、家屋評価調書の居住割合と土地の特例の認定に関わる居住割合に差異ある場合は、違いがあったものと判断した。この場合にどの時期から違いがあったか、現存する資料からは判定できないが、課税当初からの可能性はかなり高い。

なお、一般に市販されている住宅地図等の情報を基に推定した、居住割合と家屋評価調書の居住割合とに差異が生じている場合に、現在時点で特例の適用に違いがある可能性についても別途分析し、その影響額も試算を行った。

サンプリング調査の結果は下記のとおりである。

【サンプリング数（土地の筆数）】

札幌市中央市税事務所	54 件
札幌市西部市税事務所	20 件
札幌市東部市税事務所	59 件
札幌市南部市税事務所	75 件
札幌市北部市税事務所	53 件
合計	261 件

サンプリング調査の結果、住宅用地の特例の適用違いによる税額修正の必要な明細は、下記のとおりである。土地の筆数で7件であり、最新年度での修正による増減差額及び過去5年分の修正による増減差額も記載した。サンプリング数合計を税額修正のあった件数で割ると、その割合は2.7%（7件/261件）となる。

【3-2-3-Ⅲ-図表8 適用違いのあった7件について、民間の住宅地図と家屋評価調書及び土地の住宅用地の課税標準特例適用の居住割合の適用状況の比較】

市税事務所	家屋の状況	左記について住宅地図に基づく居住割合状況	左記の状況からの居住割合	家屋評価調書（併用住宅）の居住割合	土地についての居住割合
中央1	地上5階、地下1階	4階、5階は全て居住用、その他は事業用	2（4階、5階）÷6（全体の階数）=33%	約33%	居住割合が75%以上となっていた。
西部1	地上3階	3階のみ居住用、その他事業用	1（3階）÷3=33%	約23%	居住割合が50%以上となっていた。
西部2（3筆合計）	地上5階、地下1階	5階のみ居住用、その他事業用	1（5階）÷6=16%	約13%	居住割合が75%以上となっていた。
西部3	地上3階	1階のみ居住用、その他	1（1階）÷3=33%	約34%	居住割合が50%以上と

		は事業用			なっていた。
南部 1	地上 3 階	3 階のみ居住用、その他は事業用	1 (3 階) ÷ 3 = 33%	約 37%	居住割合が 50% 以上となっていた。

(包括外部監査人作成)

上記の突合により、所有者への聞き取りや家屋内部への実地確認調査の結果、特例の適用違いが発見された。なお、今回の判定には居住戸数の状況までは配慮していないが、居住戸数まで算入して割合計算を行えば、さらに精度の高いものと考えられ、一般納税者でも手に入れることのできる住宅地図を基に、自らの所有する土地の住宅用地の特例の適用状況を把握する足がかりにすることができると思われる。

また、一方で、今回の特例適用の確認を市税事務所が行う場合には、通常の現状調査よりも詳細な調査を実施している。これは、住宅用地の特例判定を正確に行うためには、通常の調査以上の精度の高い調査が必要であることを示している。

修正税額の内訳は、下記のとおりである。

【3-2-3-III-図表 9 適用違いの内訳】

市税事務所	税額修正対象面積	修正税額：単位千円 (平成 27 年度)	修正税額：単位千円 (過去 5 年累計)
中央 1	271.63 m ²	1 5 3	7 9 0
西部 1	199.17 m ²	1 3 7	6 9 4
西部 2	531.86 m ² (3 筆合計)	2 8 2	1, 4 3 6
西部 3	191.17 m ²	3 1	1 5 9
南部 1	165.28 m ²	5 9	3 0 5

(包括外部監査人作成)

今回の調査では、現時点における住宅地図を基にしたサンプリング調査を行ったため、住宅地図に基づく居住割合と家屋評価調書の居住割合が異なるものもあった。その理由としては、その併用住宅の使用状況が建築当初とは大きく変わり、居住割合に変動が生じたものと思われる。その結果、住宅用地の特例違いの可能性のあるものが発見され、それは中央市税事務所 4 件、北部市税事務所 1 件あった。この場合に、特例の適用の違いが

あったときは、その対象となる物件は入居者の多い大型のビルなどであり、その敷地である土地の面積が広く、評価額も高く、税額修正の額も高額となるものと考えられる。市税事務所としては利便性の高い大型ビルはその入居者の出入りが激しく、その使用状況も入居者一人ひとりに確認するための時間がかかり必要であるため、居住割合の把握が困難であるとしている。しかし、このままこの状況を放置することは、課税の公平上大きな問題もある上、徴税漏れも予想されるため早急の対応が必要である。

【3-2-3-Ⅲ-図表 10 参考：利用状況から税額修正の可能性のあるもの】

市税事務所	面積 (㎡)	試算税額修正額：単位千円 (平成 27 年度)
中央市税事務所	105.78	3 0
中央市税事務所	189.73 (3 筆)	1 6
中央市税事務所	307.09	5 8 1
中央市税事務所	453.51	8 4 2
北部市税事務所	128.22	6 7

(包括外部監査人作成)

一方で、今回のサンプリング調査の中で、民間の地図情報と家屋評価調書での居住割合が近似値で、土地の特例適用についての居住割合と異なっている場合であっても、聞き取り等の詳細な実施確認調査の結果、正しい適用となっているものが東部事務所において2件あった。これは市税事務所での適用において正しく判定した結果、適用が正しかった訳ではなく、結果として特例適用に違いがなかったものである。

上記のサンプリング調査とは別に、一般に市販されている地図情報を基に、従来は居住専用の5階以上マンションとされていたが、現在は、相当部分が居住用以外に使用されているものと推定されるマンション8棟を選定し、一定の仮定を設けた上で、試算・検証も行った。確認対象となるマンションの選定に当たっては、公官庁やオフィス街の近隣にあるマンションほど住宅用以外への転用が多いものと考え、公官庁やオフィス街が集中する中央市税事務所から5棟、北部市税事務所から3棟を選定した。

【地図情報から得られたマンションの現在の状況】

- ・ マンション名

- ・ 階数
- ・ 部屋番号
- ・ 入居者名（表札に記載されている名称を、そのまま掲載しているものと推察される。

【試算に当たって設けた仮定】

- ・ 地図における入居者名と実際の入居者が一致しているものとする。
- ・ 地図における入居者名が、法人名・商号・事務所名になっている場合には住宅用以外に、個人名になっている場合には住宅用に、法人名と個人名が併記されている場合には、住宅用に使用されているものとする。
- ・ 住宅用地率等算定に当たって、中央市税事務所分は床面積で割合を試算、北部市税事務所分は全戸の持分割合が等しいものとして試算する。

市税事務所に検討させた結果、下表のとおり住宅用地の特例の適用違いがあると推定される事例が相当数検出された。札幌市内には、今回選定した以外にもこのような状況にあるマンションが多数存在すると考えられるため、今後確認を行う必要がある。なお、結果はあくまで市販の地図を基にした試算であるため、実際の賦課に当たっては、現地調査及び納税者からの住宅用地使用申告書の提出によって、使用実態を確認する必要がある。

【3-2-3-Ⅲ-図表 11 地上5階建て以上のマンションの住宅用地特例試算結果】

No	市税事務所	現在の課税状況	市販地図を基にした市税事務所による試算			
			全部屋数	住宅以外の部屋数	居住部分の割合	住宅用地率
1	中央	居住部分の割合が2分の1以上4分の3未満として住宅用地率0.75で課税している。	24戸	9戸	48%	0.5
2	中央	居住部分の割合が4分の3以上として住宅用地率1.0で課税している。	122戸	37戸	72%	0.75
3	中央	居住部分の割合が4分の3以上として住宅用地率1.0で課税している。	69戸	26戸	65%	0.75

4	中央	居住部分の割合が 4 分の 3 以上として住宅用地率 1.0 で課税している。	28 戸	5 戸	82%	1.0
5	中央	居住部分の割合が 4 分の 3 以上として住宅用地率 1.0 で課税している。	42 戸	10 戸	76%	1.0
6	北部	居住部分の割合が 2 分の 1 以上 4 分の 3 未満として住宅用地率 0.75 で課税している。	141 戸	141 戸	0%	0
7	北部	居住部分の割合が 4 分の 3 以上として住宅用地率 1.0 で課税している。	52 戸	18 戸	65%	0.75
8	北部	居住部分の割合が 4 分の 3 以上として住宅用地率 1.0 で課税している。	82 戸	46 戸	43%	0.5

(包括外部監査人作成資料)

住宅用地の特例の適用に当たり、精度の高い判定を行うための改善点としてまとめると次のような点を挙げるができる。

- 1 人員等の制約があるのであれば、一定の時間をかけて計画的に精度の高い現地確認調査を行うべきである。
- 2 今回のサンプリング調査では、一般に市販されている地図情報を活用してきた。一般に市販されている民間の地図情報では、ITの進化に伴い、最新の情報を取り込み土地や家屋の使用状況が地図に反映される仕組みになっているものも多数存在する。固定資産税の税額決定のための情報としては正確性に劣る場合も想定はされるが、効率的に住宅用地の特例適用の事務を遂行するためには、民間の地図情報を積極的に活用すべきである。
- 3 高層マンションや賃貸ビルなどについては、賃貸型の場合には管理事務所がある場合は管理事務所を通じて所有者へ、分譲型については管理組合を通じて入居者へ住宅用地申告書の提出を求めるべきである。この場合に、申告書の提出割合は 100%が望ましい

が、判定基準となる全体の4分の1又は2分の1を超える提出割合があれば特例判定に役立つので、完全な提出割合まで求めなくとも利用できる。

4 外観から使用状況を確認することが難しい家屋については、必要に応じて、土地所有者が個人の場合には個人事業税の課税状況、法人の場合には法人税の申告状況も参照すべきであり、毎年申告される申告内容の把握は現状確認に役立つものである。

5 土地所有者である一般納税者に対し、民間作成で一般に市販されている住宅地図等を市税事務所の窓口へ備え付けなど行い、土地と家屋の利用状況との突合を行うように勧めるべきである。納税者自らも固定資産税の課税状況の把握に努めるよう啓発すべきである。

【指摘事項】

固定資産税（土地・家屋）の減免申請書を確認したところ、申請書の保存がされていない事例、添付書類の保存がされていない事例、相続人から申請書の提出を受けていない事例があったことから是正すべきである。

【理由】

固定資産税等の減免は、地方税法第367条の規定に基づき、市税条例第56条の規定により、市長が必要と認めた固定資産について行う制度であり、詳細な取扱いについては固定資産税・都市計画税賦課事務取扱要領に定められている。

地方税法

（固定資産税の減免）

第367条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

市税条例

（固定資産税の減免）

第56条 固定資産税の納税者は、固定資産が次の各号の一に該当する場合には、市長に対し固定資産税の減免を申請することができる。

- (1) 災害に因り滅失し、又は甚大な損害を受けた固定資産
- (2) 貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (3) 公共の用に供する固定資産
- (4) 公益のため使用する固定資産
- (5) その他特別の事情がある者の所有する固定資産

2 前項の規定による申請をする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称
- (2) 年度、期別及び税額
- (3) 申請の事由

3 第1項の申請があつた場合又は同項の申請がない場合においても、市長において特にその必要があると認める限り、これを減免することができる。

固定資産税等の減免を申請しようとする者は、上記市税条例のとおり、減免申請書及び添付書類を提出する必要があるが、札幌市では提出された減免申請書の保存年限を30年（毎年度申請を要するものは7年）と定めている。

そこで、減免手続が法令、要領の定めに従って適正に行われているか、書類の保存が適正に行われているかを中心に確認を行ったところ、次のような事例が検出された。

【3-2-3-III-図表12 減免手続について検出された事例】（包括外部監査人作成資料）

市税事務所名	減免の内容	検出された事例
西部市税事務所	公益のために使用する固定資産（地区住民等が設置し、地区集会所の用に供する固定資産）	申請書の保存年限は30年であるが、保存がなかった。
	公益のために使用する固定資産（公衆浴場の開設者が直接公衆浴場の用に供する固定資産）	申請書の保存年限は30年であるが、保存がなかった。
南部市税事務所	公益のために使用する固定資産（公衆浴場の開設者が直接公衆浴場の用に供する固定資産）	申請書の保存はあつたが、添付書類の保存がなかった。また、当該固定資産の所有権は相続により移転されているが、相続人からの申請書の提出がなかった。

検出された事項に対する今後の対応について、税政部に確認を行ったところ「減免申請書及び添付書類の保存がないものについては、所有者に再提出の協力を依頼します。また、所有権移転があった場合には、減免理由が継続していても、改めて減免申請書の提出が必要になることについて、研修や会議を活用して職員の理解を深めたい」との回答があった。減免申請書等については、後日における申請内容の確認に不可欠な資料であるため、適正な事務処理を行う必要がある。

【意見】

市税条例で提出義務がある住宅用地使用申告書及び固定資産税減額申告書について、納税者に積極的に周知し提出を受けろべきである。

【理由】

固定資産税（土地）の課税標準は、固定資産の価格で固定資産課税台帳に登録されたものであるが、住宅用地については課税標準になるべき価格の3分の1（小規模住宅用地については6分の1）の額とされている。土地の所有者は、新たに住宅用地の使用を開始した場合、住宅用地の使用を変更した場合、住宅用地の使用を廃止した場合には、市長に対し、市税条例第59条の2の規定により、住宅用地の所在、面積等の賦課徴収に必要な事項を記載した申告書（以下「住宅用地使用申告書」という。）を提出しなければならない。

【3-2-3-III-図表 13 住宅用地使用申告書】



(宛先) 札幌市長

平成〇〇年度住宅用地使用（新規・変更・廃止）申告書（中央 区分）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 札幌市中央区北1条西2丁目 (TEL 011-211-2228)
 申告者 氏名又は名称 札幌 花子
 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 9 8

(表面)

札幌市税条例第59条の2の規定により、次のとおり土地の使用状況が変更したので申告します。

所在地	地 番		地 積 m ²	家屋番号 (未登記の 場合は◎)	用途 個数	構 造	階 層	延床面積 m ²	延床面積の内訳 (併用住宅のみ)			家屋の所有者の 住所又は所在地 氏名又は名称	
	本 番	枝 番							居住部分	非居住部分	共用部分		
中央区北1条 西2丁目	1	5	190.90	1番5	専用 共同 併用	1	木 造 木造以外	2階地 地上2階 地下	190.90				札幌市中央区北1条 西2丁目1番1号 札幌 花子
					専用 共同 併用		木 造 木造以外	階建 地上 地下					
					専用 共同 併用		木 造 木造以外	階建 地上 地下					

固定資産税については、住宅用地は評価額の1/3の額、小規模住宅用地は評価額の1/6の額をもって税額を算出する特例措置があります。また、都市計画税については、住宅用地は評価額の2/3の額、小規模住宅用地は評価額の1/3の額をもって税額を算出する特別措置があります。1 申告書を提出していただくのは次のときです。

- (1) 住宅用地使用（新規）……新たに住宅用地として使用したとき。
- (2) 住宅用地使用（変更）……住宅用地の使用を変更したとき。
- (3) 住宅用地使用（廃止）……住宅用地の使用を廃止したとき。

(札幌市ホームページ掲載資料)

地方税法第403条第2項の規定には「固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、総務大臣及び道府県知事の助言によつて、且つ、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によつて、公正な評価をするように努めなければならない。」と規定されており、担当職員は住宅用地使用申告書提出の有無にかかわらず、特例が適用される土地については特例に従って賦課決定をすべき職務上の義務を負っているとした判例もある。

この住宅用地使用申告書の提出状況について確認を行ったところ、市税事務所全体で年間数十件程度しか提出がなかった。市税事務所においては、土地の所有者から自主的に提出された申告書の受理は行っているものの、上記地方税法の解釈、納税者の利便性、事務量等を考慮して全件提出を促すような運用を行わず、例えば、新築住宅の場合、住宅用地使用申告書の提出がなくても現地調査での確認等に基づいて特例の適用を行っている。しかし、市税事務所が限られた期間と人員で、住宅用地の特例を違いなく適用することが困難であることは、当監査の他の指摘からも明らかである。特例新規適用後の変更・廃止を

考えた場合には、土地の利用状況を最もよく知る立場である土地所有者からの申告を受けることは、市税事務所による住宅用地の認定を補完する意味で有用であると考えられるため、積極的に納税者に周知し、提出を受けるべきである。

また、家屋についても、新築住宅の減額（新築後3年度分の固定資産税額の2分の1を減額）、新築中高層耐火建築住宅の減額（新築後5年度分の固定資産税の2分の1を減額）措置が地方税法、市税条例で定められており申請書の提出が必要となっているが、提出がほとんどない状況であるため改善する必要がある。

市税条例

（住宅用地の申告）

第59条の2 法第349条の3の2に規定する住宅用地（以下本条において「住宅用地」という。）の所有者は、当該年度に係る賦課期日現在における当該住宅用地について、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該住宅用地の所有者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

- (1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称
- (2) 住宅用地の所在及び地積
- (3) 住宅用地の上に存する家屋の所在、家屋番号、床面積及び用途並びに住居の数並びにその家屋の所有者の住所及び氏名又は名称
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までにその旨を市長に申告しなければならない。

2 固定資産税（償却資産）

【意見】

償却資産について、本社が札幌市外にある法人に対しても実地調査を行うことを検討すべきである。

【理由】

市税事務所では、償却資産の未申告者に対して、過去の申告内容に基づき、みなし課税を行っている。みなし課税は、申告書の提出がなくても前年までの申告資産と同じ償却資産を所有しているものとみなして課税を行う制度であるが、長期間みなし課税を続けることは正確な課税客体把握の面等から好ましくない。そこで、平成26年度償却資産未申告者の税額上位10社のリストを入手し、当該リストに記載されている納税義務者に対して、税務調査をはじめとする市税事務所による対応が、行われているかを確認した。その結果、9社については過去数年内の税務調査の実施や申告書の提出がされていることが確認できたが、残り1社については、過去3年間未申告であるにもかかわらず、税務調査が実施されておらず、みなし課税が継続されていた。当該法人は、札幌市外に本社を構える法人であった。市税事務所にヒアリングを行ったところ、札幌市外に本社を構える法人については、費用対効果の面から積極的に税務調査を行えていないとのことであったが、前述のとおり、長期間みなし課税を継続することは好ましくないため、札幌市外に本社を構える法人についても、書面調査を含めた税務調査を行うことを検討すべきである。

【意見】

償却資産について、実地調査に基づき事業者から提出された修正申告書を検査したところ、申告すべきものが記載されていない修正申告書があったことから、添付書類と申告内容のチェックを強化すべきである。

【理由】

償却資産について、平成26年度の実地調査追徴税額発生リストの提供を受け、そのうち5事業者を抽出し確認を行った。4事業者については、適正に修正申告がなされていたが、1事業者については、修正申告書の添付書類として付けられていた調査対象会社の固定資産台帳に記載されている資産の一部が、修正申告の対象とされていなかった（過去5年間の税額影響額+696千円）。中央市税事務所固定資産税課に確認したところ、「償却資産の修正申告の内容については、添付書類と申告内容について相互チェックを実施して確認していますが、今回の件については相互チェックが十分に実施されなかったことが原因であると考えられます。今後、十分な相互チェックを実施していくよう徹底します。」との回答があった。今後は、回答内容のとおり添付書類と申告内容についてチェックを十分に実施すべきである。

【意見】

償却資産の納税義務者把握に当たって、他部署との連携を強化すべきである。

【理由】

償却資産係では、未申告法人の把握に当たって、保健所からの営業施設許認可資料の活用や税務署での国税資料の閲覧等を実施している。しかし、保健所からの情報については、把握できる業種が許認可を要する業種に限られ、また、税務署での調査は札幌市内に本社がある法人以外の情報は把握できない。そこで、同じく市税である事業所税において、事業所用家屋を貸し付けている事業者に提出が義務付けられている「事業所用家屋使用状況申告書」(下図)を用いて、納税義務者の把握状況と他部署との連携状況を確認することとした。事業所用家屋使用状況申告書の中から飲食店が入居するビルとオフィスビルをそれぞれ1件ずつ選定し、同申告書に記載されている家屋の使用者から、償却資産申告書が提出されているかどうかを確認した。

【3-2-3-III-図表 14 事業所用家屋使用状況申告書の抜粋】

使		用			状			況	
※処理欄 区分 年月日	使用者の氏名又は名称 使用者の住所又は所在地	専用床面積			共用床面積	計	別棟駐車場 床面積		
		事業所等 専用床面積 ア	同一建物内 駐車場床面積 イ=㊸×台数	小計 ウ=ア+イ				カ=㊸×台数	
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡		
入・退・異									
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡		
入・退・異									

(札幌市ホームページ掲載資料から抜粋)

【3-2-3-III-図表 15 AビルBビル使用者の償却資産申告状況】

項目	Aビル (中央区の主に飲食店 が入居するビル)	Bビル (中央区のオフィス ビル)
事業所用家屋使用状況申告書に記載されている家屋の使用者の数 (①)	40	55

①のうち、償却資産の申告を行っている家屋の使用者の数（免税点以下で申告義務がない者を含む）	3 8	5 5
①のうち、償却資産の申告を行っていない使用者の数	2	0

（包括外部監査人作成資料）

Bビルについては、検査した全使用者について償却資産申告書の提出がある、納税通知書番号が付番されている等、償却資産係で把握している事業者であることが確認できた。Aビルについては、Bビル同様、おおむね償却資産係で把握している事業者であったが、2件の使用者について、申告漏れの可能性がある事業者であることが分かった。いずれも札幌市外に本社を有する法人であった。

同申告書は、事業所税の適正な課税のために、事業所用家屋（貸しビル等）を貸し付けている事業者に、市税条例で申告を義務付けているものであるが、償却資産の納税義務者把握のためにも有用な資料であるため、償却資産係においても積極的に活用すべきである。また、同申告書の活用に限らず、納税義務者把握に資する情報は、税政部内の他部署及び税政部以外の部局にも存在すると考えられるため、連携を図るべきである。

【意見】

市税事務所の家屋係と償却資産係の連携を再確認すべきである。

【理由】

リース資産であるため家屋評価の対象外とされている「LPガス設備」等については、原則として、資産の所有者（リース会社等）が、償却資産の申告を行うこととなる。償却資産の課税客体把握のため、償却資産係の担当者は、家屋係が行う事業用家屋の新築評価調査に同行することになっているが、日程の都合等で同行できない場合には、非木造家屋については、下図「非木造家屋の評価計算書の付表」を用いて、家屋係から償却資産係へ情報提供を行うことになっている。

札幌市中央区のある賃貸マンション（平成 25 年新築）に設置されたLPガス設備の所有者を確認した上で、当該所有者から当該LPガス設備について償却資産の申告がされているのかを検査したところ、確認がとれなかった。また、非木造家屋評価計算書（付表 5）のリース資産欄は空欄になっていた。償却資産の正確な課税客体把握のために、同付表の

記載の徹底を図るべきである。また、償却資産係が現地調査に同行できない場合にも、所有者の許可をとって、家屋係が償却資産の課税客体と想定される物件の写真撮影を行うなど、効率的な連携を図るべきである。

【3-2-3-III-図表 16 非木造家屋評価計算書（付表5）抜粋】

建築工事				設備工事			
工事科目	工事費			工事科目	工事費		
	総工事費	家屋対象外	家屋対象分		総工事費	家屋対象外	家屋対象分
直接仮設				電気			
土				給水			
地業				排水			
.....						
.....				家屋対象外のうち償却資産分			
.....				家屋・償却資産に含まないもの			

この欄に記載して家屋係から償却資産係へ情報提供を行う。

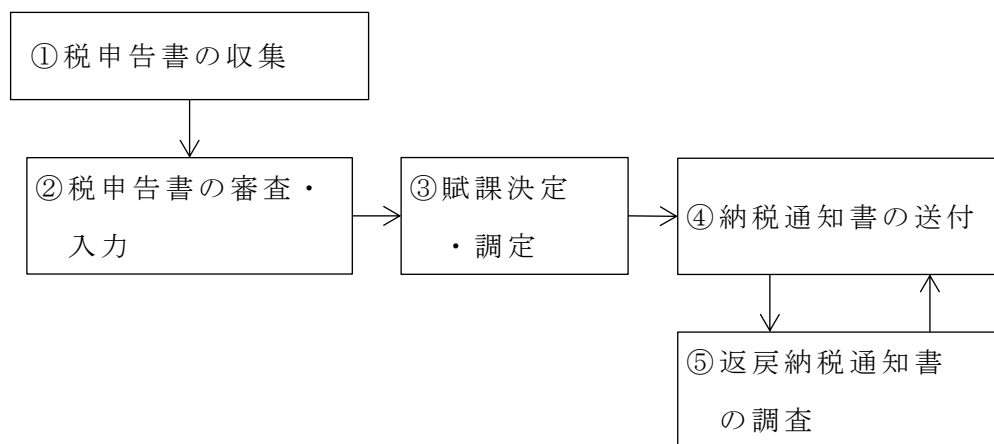
リース資産	
種類	リース業者名

（平成 24 基準年度 家屋評価事務取扱要領掲載資料に包括外部監査人一部加除）

3.2.4 軽自動車税

I 事務の概要及び税務統計について

中央市税事務所における基本的な事務の概要は、下記のとおりである。



① 税申告書の収集

課税の基礎となる税申告書を、以下の方法により収集する。

- ・ 原動機付自転車等に係る申告書は、中央市税事務所諸税課又は原動機付自転車申告書受付事務取扱所で受付を行う。
- ・ 軽自動車に係る申告書は、全国軽自動車協会連合会札幌事務所で受付後、回収を行う。
- ・ 二輪の小型自動車に係る申告書は、北海道運輸局札幌運輸支局で受付後、回収を行う。

② 税申告書の審査・入力

税申告書の記載事項について、確認・審査を実施、車輛情報をシステムに入力する。

③ 賦課決定・調定

賦課期日時点の車両情報に基づき、賦課情報を作成し、賦課決定・調定を行う。

④ 納税通知書の送付

納税義務者に対し、納税通知書を発送する。

⑤ 返戻納税通知書の調査

転居先不明等で返戻された納税通知書については、住所異動の確認等の調査を実施する。

軽自動車税（現年課税分及び滞納繰越分の合計）の過去5年間の収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率の状況は、下記のとおりである。課税台数の増加により、収入額は増加傾向にあるが、不納欠損額、収入未済額は減少傾向にある。今後も軽自動車の課税台数の増加が見込まれるところであり、軽自動車の課税制度の周知が求められる。

【3-2-4-I-図表1 軽自動車税の過去5年間の収入額、不納欠損額、収入未済額
収入率の状況】

区分		収入	不納欠損	収入未済	収入率
		円	円	円	%
軽自動車税	平成22年度	1,411,176,553	17,974,243	134,477,109	90.26
	平成23年度	1,454,680,636	17,574,990	123,417,752	91.20
	平成24年度	1,494,612,819	16,109,739	114,643,660	91.98
	平成25年度	1,567,999,104	14,315,490	96,548,735	93.44
	平成26年度	1,632,531,410	12,093,482	87,868,243	94.25

（包括外部監査人作成資料）

II 監査内容

この事務は中央市税事務所諸税課で行っているが、申告書については、上記事務の概要で示しているように、車種によっては委託された事業者等の窓口でも申告書の受付を行っており、申告書の受付後の収集からその後の賦課事務について、サンプリングによる抽出を基に監査を行った。

III 監査結果

【意見】

軽自動車税の課税保留、課税取消しについて要綱を作成し、その処理を統一的に行うべきである。

【理由】

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」と言う。）を課税客体とし、その所有の事実に着目して、その所有者を納税義務者とし、課税客体の主たる定置場の所在する市が、課するものである（地方税法第442条の2第1項、市税条例第69条第1項）。課税客体である軽自動車等とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車のうち、同法第3条の自動車の種別中、地方税法に規定されている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいう。最近では、車税や燃費などの維持費が安く、取得手続も比較的簡単なため、軽自動車の所有台数が増加傾向にある。

札幌市税務統計による軽自動車税の課税台数の総数は、下記のとおりであり、5年前と比較して1割程度増加している。

平成22年度	260,040台
平成23年度	263,842台
平成24年度	268,444台
平成25年度	276,540台
平成26年度	286,082台

このように、手軽に所有できる軽自動車ではあるが、所有者が軽自動車を取得後、所在不明によって、課税通知書が返戻されてくる件数が毎年度一定程度あり、その結果、所在が判明されるまで課税保留の処理とされる。平成26年度現在で、平成21年度から平成25年度までの累計課税保留件数は、1,215件であり、そのうち平成26年度中に所在が判明し課税できたのは、260件になっている。また、平成26年度に新たに所有者が所在不明となって課税保留となった件数は187件あり、所有者の所在情報の把握方法やその事務処理が課題となっている。よって、課税保留、課税取消しの処理について、どの原因の場合にはどのような事実確認を行うか定めておらず規定を整備すべきである。

【意見】

軽自動車税に関する申立書の記載方法について、統一した方法を採用し、その申立て時の事実確認は、複数の職員によるチェック体制を整えるべきである。

【理由】

車検制度がない原動機付自転車などについては、所有状況の確認が明確に行えない場合

があり、遺失や盗難などがあった場合は、軽自動車税の課税停止の申立てが行われる。軽自動車の所有者となった者は、その所有者となった日から 15 日以内に申告する必要があるが、所有者でなくなった者は、その日から 30 日以内に申告する必要があるが、遺失や盗難を原因として所有権を有しなくなった場合は、課税停止の申立てを行い、申立てが認められれば、その日以降の年度（基準日は毎年 4 月 1 日）の課税が停止されることになる。ただし、札幌市においては、課税停止の申立てについて明確な基準等がなく、諸税課の担当者の判断において、申立ての処理が行われている現状にある。よって、申立書の記載について、その記載方法及び添付すべき書類を統一すべきである。

【意見】

トラクター等の販売店などへの軽自動車税制度の周知方法を検討すべきである。

【理由】

小型特殊自動車は、農耕作業用のトラクターなどの農耕作業用自動車や作業所内で使用されるフォーク・リフトやタイヤ・ローラなどが該当するが、これらの小型特殊自動車は他の軽自動車とは異なり、直接、中央市税事務所へ行って申告手续をする必要がある。申告の利便性の面では、他の車種より劣っていると考えられ、販売店等で積極的に申告義務及び軽自動車税制度の周知に努めるべきである。なお、申告書の受付事務については車種によって下記のとおりとなっており、民間事業者へ申告受付の事務が一部委託されている。

1 原動機付自転車

中央市税事務所諸税課又は原動機付自転車申告書受付事務取扱所として、北海道自転車軽自動車商業協同組合の組合員のうち 11 店舗。

2 軽自動車

一般社団法人全国軽自動車協会連合会札幌事務所

3 二輪の小型自動車

札幌運輸支局

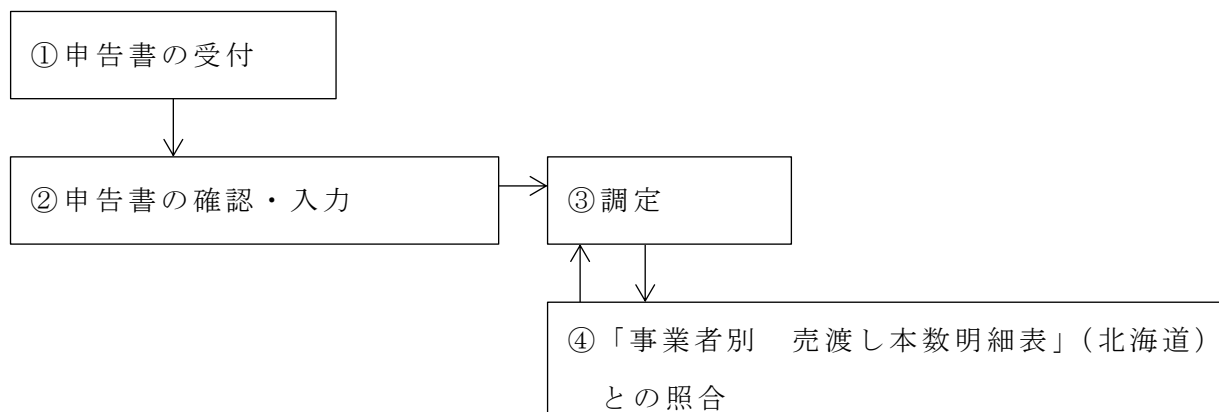
4 小型特殊自動車

中央市税事務所諸税課

3.2.5 市たばこ税

I 事務の概要及び税務統計について

中央市税事務所における基本的事務の概要は下記のとおりである。



① 申告書の受付

提出された申告書の受付を行う。

② 申告書の確認・入力

申告内容について審査を行い、その他税システムへ申告データの入力を行う。

③ 調定

その他税システムへ入力した申告データについて、月次で調定を行う。

④ 「事業者別 売渡し本数明細表」(北海道)との照合

北海道から3箇月ごとに送付される「たばこ税 市町村別・事業者別 売渡し本数明細表」と申告本数等を照合し、本市と北海道の申告内容についての整合性の確認を行っている。

市たばこ税（現年課税及び滞納繰越分の合計）について過去5年間の収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率は下記のとおりである。

【3-2-5-I-図表1 市たばこ税の収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率の状況】

区分	収入	不納欠損	収入未済	収入率
	円	円	円	%
平成22年度	13,668,459,799	-	940,523	99.99
平成23年度	15,534,599,865	-	92,213	99.99
たばこ税 平成24年度	15,301,717,052	-	32,967	99.99
平成25年度	17,003,374,243	-	32,967	99.99
平成26年度	16,489,841,916	-	32,967	99.99

(包括外部監査人作成資料)

II 監査内容

毎月申告される市たばこ税について、申告から納税までの事務の状況について監査を行った。

III 監査結果

【意見】

たばこ税の申告者に対して、調査等を通じて接触を図るよう努めるべきである。

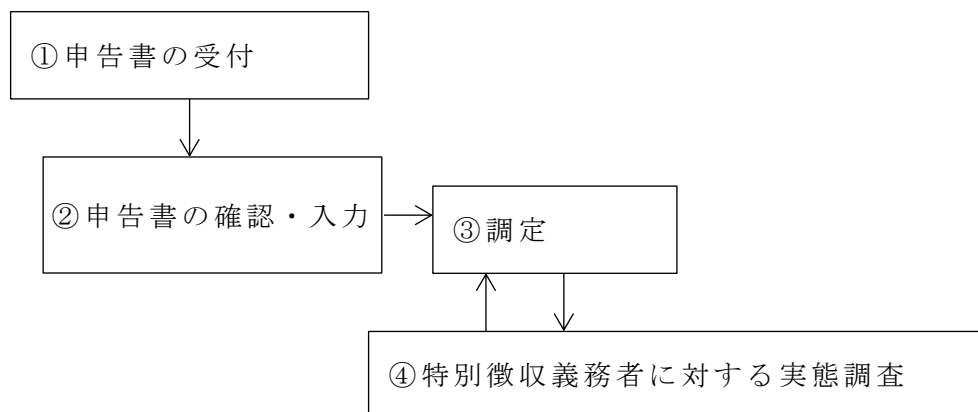
【理由】

札幌市内のたばこの卸売販売事業者等である納税義務者は11事業者あるが、そのうち大手2社で納税額の9割を占めている。具体的には、国産たばこ製造業者等から売り渡されたたばこの本数を毎月札幌市へ申告するものであり、札幌市においては、北海道より送付されてくる売り渡し本数明細表と申告された内容をチェックしている。たばこ税は、札幌市のほか、税務署及び北海道にも申告されるものであるため、札幌市では通常、たばこ小売事業者との接触がない。市たばこ税制度の周知のためにも事業者との接触に努めるべきである。

3.2.6 入湯税

I 事務の概要及び税務統計について

中央市税事務所における基本的な事務の概要は、下記のとおりである。



① 申告書の受付

提出された申告書の受付を行う。

② 申告書の確認・入力

申告内容について審査を行い、その他税システムへ申告データの入力を行う。

③ 調定

その他税システムへ入力した申告データについて、月次で調定を行う。

④ 特別徴収義務者に対する実態調査

定期的に特別徴収義務者に対する実態調査を行い、宿泊者名簿等の関係書類と申告内容との整合性を確認するとともに、入湯税の適切な徴収や帳簿の作成等の指導を実施している。

入湯税（現年課税分及び滞納繰越分の合計）について、過去5年間の収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率は下記のとおりである。札幌市の場合は、入湯税の納税額も大きくなく、特別徴収義務者数の変動があまりないため、特定の特別徴収義務者が倒産等で納税できない場合に、不納欠損額や収入未済額の影響が数値の上で大きく出やすくなっている。それは逆に特別納税義務者の経営状況の管理も可能なため、なるべく滞納

管理の部署と連携して、収入未済額や不納欠損額の発生の未然防止に努める必要がある。

【3-2-6-I-図表1 入湯税の収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率の状況】

区分	収入	不納欠損	収入未済	収入率
	円	円	円	%
平成22年度	395,178,010	1,050,000	84,910,121	82.13
平成23年度	425,852,016	4,349,200	75,472,385	84.21
入湯税 平成24年度	428,340,733	1,149,700	69,088,582	85.91
平成25年度	420,166,983	32,110,094	50,218,105	83.61
平成26年度	420,707,595	794,510	49,747,420	89.27

(包括外部監査人作成資料)

II 監査内容

入湯税は、鉱泉浴場の入湯行為について課税され、納税義務者は鉱泉浴場の一般入湯客であるが、浴場経営者が入湯客から税を預かり、特別徴収義務者となって納入申告書の提出とともに納税する義務を負うことになっている。中央市税事務所諸税課において申告書の受付から調定及び実態調査までの事務について監査を行った。

III 監査結果

【指摘事項】

FAXを利用した申告方法は適切でない。また、期限後申告について厳格に取り扱うべきである。

【理由】

札幌市の入湯税の特別徴収義務者は、平成26年度では47事業者となっている。その申告状況及び実態調査の状況や、特別徴収義務者となるための経営申告書の提出状況について、監査を行った。

毎月申告される納入申告書については、毎月15日までに、前月1日から末日までの1箇月の宿泊及び日帰りの人数並びにその税額を記載した納入申告書を提出しなければならないが、少額納税となる特別徴収義務者の中で15日の期限までに申告が行われず、FAXで申告書を送信し、後日申告書を期限後に提出していた者があった。その場合に、諸税課においては、その特別徴収義務者からの納入申告書の受付日をその期限後の日付とすべき

ところを、F A Xでの申告書送信日が15日までであれば、期限内申告として処理を行っていた。入湯税において、納入申告書の提出期限までに申告できない場合は、加算金や延滞金の賦課の対象となる。よって、申告期限の順守を特別徴収義務者へ求めるべき札幌市において、納税額が少額であったとしても、F A Xでの受付日をもって正規な申告がなされたものとするのは、不適切な事務処理である。また、監査では発見されなかったが、そのような状況が通例化されていたとしたら、期限後申告の場合に正規の加算金の賦課が行われているかどうか疑問であり、法令順守している他の特別徴収義務者との関係において公平が保たれないことになる。内部事務について改善が必要である。

【意見】

入湯税に係る経営申告書提出について、添付書類を統一すべきである。

【理由】

特別徴収義務者となる者は、鉱泉浴場を運営している者となっている。よって、特別徴収義務者に該当する場合には、入湯税に係る経営申告書の提出が求められるが、保存されている経営申告書及び添付書類を確認したところ、その記載内容及び添付書類の保存状況が統一されてはいなかった。経営申告書は、入湯課税するかどうかの基本となるものであり、よってその申告書へ添付する書類の様式は統一すべきである。

【意見】

入湯税の課税について、表示板等を通じて利用者へ周知すべきである。

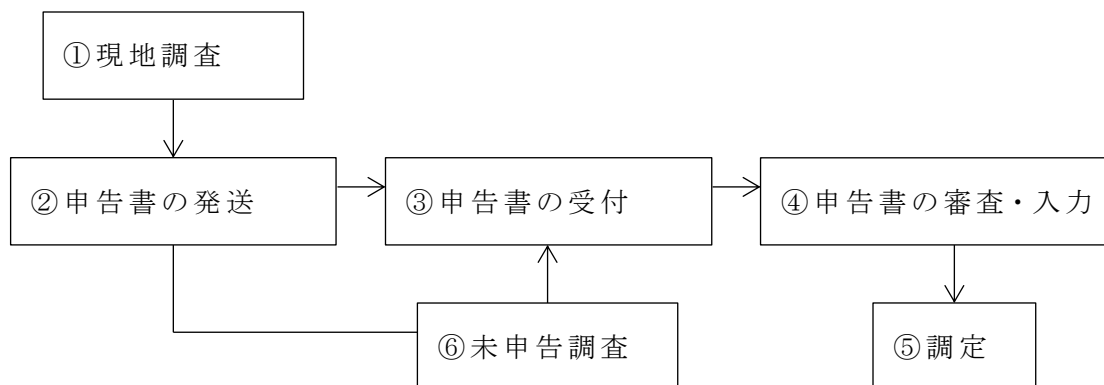
【理由】

実態確認調査については、札幌市において入湯税実態調査要領を定め、入湯税の正しい理解と適正な申告を促すことを目的に、啓発及び調査を行うこととしており、各種帳簿類のチェックや聞き取り調査を特別徴収義務者には実施している。入湯税の啓発という点では、本来の納税義務者は入湯客であり、入湯税が環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設及び消防施設や観光振興の費用に充てるための目的税であることを考えると、もっと一般入湯客にもこの税を周知する必要があると考えられる。

3.2.7 事業所税

I 事務の概要及び税務統計について

中央市税事務所における基本的事務の概要は、下記のとおりである。



① 現地調査

課税客体の適正な把握のため、不動産登記等の情報を基に現地調査を行う。

② 申告書の発送

納税義務者になると思われる者に対して、申告書を送付する。

③ 申告書の受付

提出された申告書の受付を行う。

④ 申告書の審査・入力

申告内容について審査を行い、事業所税システムへ申告データの入力を行う。

⑤ 調定

事業所税システムへ入力した申告データについて、月次で調定を行う。

⑥ 未申告調査

申告納期限を過ぎても申告書の提出がされていない者に対しては、電話や訪問により事業の実態を聴取し、適正な申告がなされるよう申告指導を行う。

事業所税（現年課税分及び滞納繰越分の合計額）の過去5年間の収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率の状況は、下記のとおりである。事業所税の収入率は過去5年で上昇傾向にあるが、事業所税の課題は申告対象者の把握である。他の税目と連携して申告対象者の把握に努めることが求められる。

【3-2-7-I-図表1 事業所税の収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率の状況】

区分	収入	不納欠損	収入未済	収入率
	円	円	円	%
平成22年度	7,753,947,773	13,915,001	205,125,021	97.25
平成23年度	7,907,220,756	38,473,400	187,474,265	97.22
事業所税 平成24年度	8,100,432,370	4,479,900	118,302,695	98.50
平成25年度	7,935,735,749	8,884,364	126,089,182	98.32
平成26年度	8,241,065,938	13,615,983	119,952,361	98.41

（包括外部監査人作成資料）

II 監査内容

申告対象者把握のため行う現地調査から申告書の発送、審査、調定、その後の実態調査に至るまでの事務の状況について、サンプリングを基本として監査を行った。

III 監査結果

【意見】

用途非課税の適用について、その確認する書類の統一の基準策定が必要である。

【理由】

地方税法の各条項対象の用途非課税について、保存している書類を確認したところ、その用途非課税適用の判定の根拠となるものが、何であったのかが判然としていない。よって、判定時における判定の基礎となる書類を保存すべきである。

新規の申告対象者の把握には、不動産登記情報、建築確認情報等を基に、その事業所税課税対象面積の把握を行っている。その場合に、800㎡以上の家屋の所有者について自ら使用しているときには、事業所税申告対象者として申告書を発送し、その家屋の所有者が他に貸付を行う場合には、事業所用家屋貸付等申告書を発送した上で、その賃借人を把握し、その賃借人の使用する賃借面積が800㎡以上の場合に、事業所税申告書を送付している。事業所税について、一般の事業者への認知度が低い税目とはされているが、課税され

た場合、一定の負担額となるため、申告対象者の把握は重要であるとともに、他に貸し付けている所有者の事業所用家屋貸付等申告書の提出義務についても、広く周知すべきものである。また、事業所税は、指定都市が都市環境の整備等に要する費用に充てるために課税される目的税であり、札幌市についての過去5年間の使途状況は下記のとおりである。

【3-2-7-III-図表1 使途状況の推移】

年度区分		平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		事業費	事業所税	充当割合	事業費	事業所税	充当割合	事業費	事業所税	充当割合	事業費	事業所税	充当割合	事業費	事業所税	充当割合
使途内訳	道路等の交通施設の整備事業	35,042	1,343	3.8	26,200	1,325	5.1	43,626	1,910	4.4	36,419	1,849	5.1	38,316	1,394	3.6
	公園等の整備事業	5,066	73	1.4	4,404	150	3.4	6,733	295	4.4	6,036	207	3.4	5,477	182	3.3
	水道・下水道等の供給・処理施設	21,736	1,818	8.4	21,276	1,862	8.8	19,001	1,538	8.1	18,489	1,652	8.9	21,646	1,821	8.4
	河川等の整備事業	1,211	22	1.8	1,244	14	1.1	1,887	82	4.3	1,886	78	4.1	2,428	141	5.8
	学校等の教育文化施設の整備事業	11,781	135	1.1	9,671	137	1.4	15,752	465	3.0	16,761	386	2.3	23,211	914	3.9
	病院等の教育文化施設の整備事業	6,292	268	4.3	5,704	300	5.3	5,036	243	4.8	5,221	256	4.9	5,392	282	5.2
	公害防止に関する事業	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	防災に関する事業	37	2	5.4	36	4	11.1	37	3	8.1	51	4	7.8	46	1	2.2
	都市計画法第12条に掲げる事業	1,464	100	6.8	1,936	129	6.7	2,656	151	5.7	2,072	150	7.2	2,440	99	4.1
	市場、と畜場又は火葬場の整備事業	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	一団地の住宅施設の整備事業	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	流通業務団地の整備事業	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	その他	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	小計	82,629	3,761	4.6	70,471	3,921	5.6	94,728	4,687	4.9	86,935	4,582	5.3	98,956	4,834	4.9
	公債費	-	3,605	-	-	3,592	-	-	3,008	-	-	2,957	-	-	2,748	-
徴税费	-	388	-	-	395	-	-	405	-	-	397	-	-	659	-	
その他	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	
合計	-	7,754	-	-	7,908	-	-	8,100	-	-	7,936	-	-	8,241	-	

(税政部作成)

事業所税については、非課税制度、課税標準の特例制度、減免制度があり、通常の税負担の軽減措置が講じられている。これらの軽減措置を受けるためには、一定の要件がある。非課税制度については、人的非課税及び用途非課税の2種類があり、人的非課税は、その事業者が国及び公共法人などの公益性の高い法人がその対象となっており、課税非課税の認定の判定は容易となっている。一方で、用途非課税の種類は27種類（札幌市：平成26年度適用分）あり、その非課税の用途に使用されたかどうかは、課税標準の算定期間の末日で判定することになっている。用途非課税の種類は下記のとおりである（札幌市：平成26年度適用分）。

【3-2-7-Ⅲ-図表2 用途非課税制度の種類（事業所税の非課税内訳）】

地方税法			内 容
条	項	号	
第701条の31	1	5	年齢65歳以上又は障害者
第701条の34	2		公益法人等又は人格のない社団等
第701条の34	3	4	公衆浴場
第701条の34	3	8	一般廃棄物の処理場
第701条の34	3	9	病院・診療所等
第701条の34	3	10	保護施設
第701条の34	3	10の2	児童福祉施設
第701条の34	3	10の3	老人福祉施設
第701条の34	3	10の7	社会福祉事業の用に供する施設
第701条の34	3	12	農協等の共同利用に供する施設
第701条の34	3	13	農業倉庫
第701条の34	3	14	卸売市場等
第701条の34	3	15	熱供給事業の用に供する施設
第701条の34	3	16	電気事業の用に供する施設
第701条の34	3	17	ガス事業の用に供する施設
第701条の34	3	18	中小企業の集積の活性化事業等用施設
第701条の34	3	20	地方鉄道事業等の用に供する施設
第701条の34	3	21	一般貨物自動車運送事業等の用に供する施設
第701条の34	3	22	バスターミナル等の用に供する施設
第701条の34	3	24	第一種電気通信事業の用に供する施設
第701条の34	3	25	一般信書便事業の用に供する施設
第701条の34	3	25の2	日本郵便株式会社等の業務用施設
第701条の34	3	26	勤労者の福利厚生施設
第701条の34	3	27	駐車場法第2条第2号の路外駐車場
第701条の34	3	28	都市計画決定を受けた自転車等駐車場
第701条の34	3	29	高速道路株式会社の特定施設
第701条の34	4		特定防火対象物（消防用設備等）

(税政部作成)

また、この非課税制度のほか、14種類の課税標準の特例制度、16種類の減免制度（いずれも札幌市、平成26年度適用分）についても一定の要件が定められており、その事業所税の軽減措置を受けることは、実際の納税負担額の減少となり、軽減額と同額の補助金を収受したのと同等の効果が生じることと考えられる。

【3-2-7-Ⅲ-図表3 課税標準の特例制度の種類】（札幌市：平成26年度適用分）

地方税法			内 容	資産割	従業者割
条	項	号		控除割合	控除割合
第701条の31	1	5	雇用改善助成対象者	—	1/2
第701条の33	5		特定農産加工業者等経営改善施設	1/4	—
第701条の41	1	1	協同組合等（法人税法表第3）	1/2	1/2
第701条の41	1	3	公害防止のための施設	3/4	—
第701条の41	1	4	産業廃棄物の収集・運搬等の施設	3/4	1/2
第701条の41	1	6	生鮮食料品貯蔵施設等	3/4	—
第701条の41	1	7	みそ、しょうゆ等の製造業者	3/4	—
第701条の41	1	8	木材の販売等を業とする者の木材保管施設	3/4	—
第701条の41	1	9	ホテル・旅館営業の用に供する施設	1/2	—
第701条の41	1	14	営業倉庫	3/4	—
第701条の41	1	15	タクシー事業の用に供する施設	1/2	1/2
第701条の41	1	16	公共の飛行場に設置される施設	1/2	1/2
第701条の41	1	17	流通業務地区内に設置される施設	1/2	1/2
第701条の41	1	18	流通業務地区内に設置される倉庫	3/4	1/2

（税政部作成）

【3-2-7-Ⅲ-図表4 減免制度の種類】（札幌市：平成26年度適用分）

減免該当項目（札幌市税規則第48条の表）		減免割合
イ	演劇興行業の用に供される施設	1/2
ウ	指定自動車教習所の教室等	1/2
エ	一般旅客自動車運送事業者の生徒等の旅行の用のもの	
オ	酒類の卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2
カ	タクシー事業者で保有台数が250台以下のもの	1/1

キ	小規模企業者等設備導入資金助成法の貸付による設置施設	1/1
ケ	農業協同組合等の当該業者の共同利用に供する施設	1/1
ス	古紙の回収業者の事業の用に供する施設	1/2
セ	家具の製造、販売業者の製品等の保管施設	1/2
ソ	ビルの室内清掃等の事業を行う者が当該事業に供する施設	—
チ	野菜等の漬物の製造業者が直接製造の用に供する施設	3/4
ツ	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者の事業用の倉庫	1/1
テ	札幌市中小企業振興条例第7条の融資の斡旋を受けた施設	1/1
ト	集団化事業計画に基づき設置した従前の施設に代わる施設	1/2
ナ	課税標準の算定期間中において、6月以上休止した施設	1/1
ニ	公益その他、市の行政施策上市長が特に必要と認めたもの	

(税政部作成)

以上のような軽減措置の各制度について、札幌市においてその事務がどのように行われているか、制度の適用状況についてヒアリングを行い、サンプリングとして用途非課税、課税標準の特例、減免の各5件ずつを抽出し、適切にその処理がなされているか、確認を行った。サンプリングの結果、申告対象者の申告対象面積のうち一部用途非課税や課税標準の特例、減免制度を受けている者については毎年申告の都度、それぞれの対象面積の計算やその用途についてその状況の記載がされており、計算間違い等があった場合にも正確に是正されていた。しかし、医療機関などその施設のほとんどが用途非課税と推定されるものについては、その非課税と面積を控除すると800㎡に満たないと考えて、その用途非課税の面積を計算していないなどの点が認められた。このように明らかに用途非課税と判断される申告対象者であったとしても、その家屋の新築時に、用途非課税の根拠となる許可証及び家屋の使用状況のわかるものを保存しておく必要があると考えられる。

【意見】

800㎡以上未確認表の作成基準を明確にすべきである。また、追跡調査の結果、課税の可能性が高い場合は、決定する場合の基準を設けて確認調査を実施すべきである。

【理由】

地域ごとを4年サイクルで調査しており、その場合に未確認表を作成して調査を行って

いるが、その調査対象の選定とその後の追跡調査の基準がないため、その基準を策定すべきである。

課税客体の捕捉に関する実態調査については、市域を4地区に区分し、1年に1地区ずつ固定資産税の課税床面積が800㎡以上の事業所を抽出し、申告状況や使用状況の調査を行っている。その場合の調査方法は、机上調査において調査対象事業所と「事業所税申告書」又は「事業所用家屋貸付等申告書」との申告内容の突合を行うものであり、机上調査の結果、申告内容との整合性が取れないものについては、納税義務者等に対しての聴取や現地調査を行い、適正な申告が行われていないものについては、適正な申告がなされるように申告指導を行っている。平成22年度以降の調査対象件数及びその調査結果による申告増加額は、下記のとおりである。

【3-2-7-I-図表5 固定資産税の課税床面積が800㎡以上の事業所の調査実績】

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
調査対象 区域	中央区大通 中央区他 北区 東区	中央区北東 白石区 厚別区 南区	中央区北西 西区 手稲区	中央区南東 中央区南西 豊平区 清田区	中央区大通 中央区他 北区 東区	中央区北東 白石区 厚別区 南区
調査対象 件数	1,751棟	2,071棟	2,120棟	1,828棟	2,103棟	2,047棟
申告影響額 (※)	7,811千円	6,551千円	5,461千円	2,735千円	5,200千円	調査中

※ 調査によって未申告等であることが判明し、納税義務者へ申告指導を行ったことにより申告に反映させた額

(税政部作成)

現在、この調査の結果、その年度において使用状況等の事実確認ができない対象事業所については、未確認表を作成して登録している。ただし、この未確認表にどこまでの対象事業所を登録するかの明解な基準はない。さらに、その後も対象事業所が調査に非協力的な場合に、いつの期間までそのまま保留しておくか今後の課題である。また、その場合に、無申告の状況について決定等を行い、強制的に課税するかの基準も必要である。

【意見】

従業者割の把握方法については、法人市民税申告書の従業員数の記載などを参考にその把握に努めるべきである。

【理由】

事業所税の従業者割の把握について、特に調査などを行っていない。今後は法人市民税申告書等の市税情報の活用が求められる。

事業所税については、その課税は、面積で判定する資産割と従業員の給与額による従業者割の2つがある。資産割の把握には、上記等の方法により一定の成果を挙げているが、従業者割については、個別の案件の調査以外は、他の市税情報等を基にした、その妥当性についてのチェックを行っていない。今後、何らかの体系化された網羅的な調査を行い、申告内容の確認チェックを行うことが求められる。

【意見】

机上調査、現地調査について、体系的に行えるようにマニュアル等を作成すべきである。

【理由】

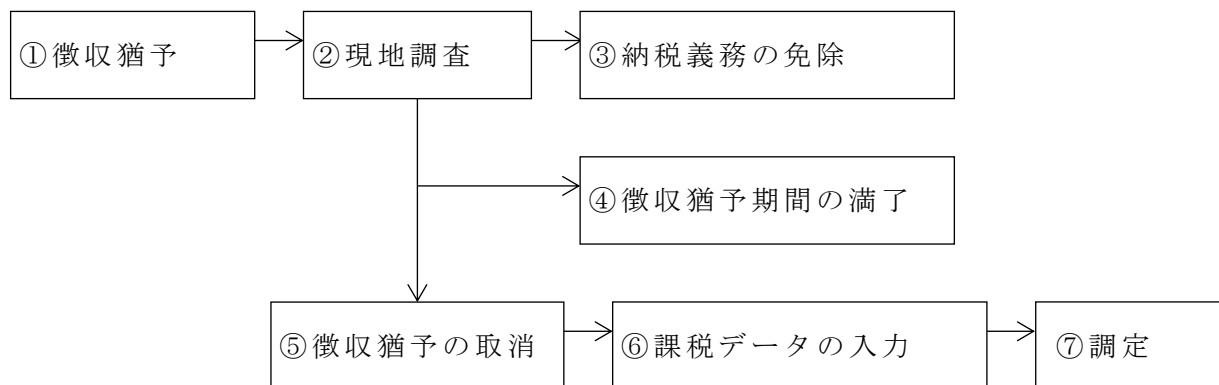
納税者の把握から申告書のチェックまで各種情報の活用から始まる机上調査を経て、現地確認調査までの事務を、効率的で効果的に行えるようにマニュアルを作成すべきである。

中央市税事務所諸税課における事業所税担当職員は、地区ごとの地区担当と申告が事業年度終了とともに申告されるため、決算担当に分かれている。それぞれ机上調査及び現地調査を行っているが、現地調査を行う場合については、基本的に外観を見て判定しており、実際の使用状況の把握を全て行っているわけではない。また、現地調査の前段である机上調査についても、マニュアル等があるわけでないため、調査の効率性の面から検討すべき点はあると考えられる。

3.2.8 特別土地保有税

I 事務の概要及び特別土地保有税に係る税務統計について

中央市税事務所における基本的事務の概要は、下記のとおりである。



① 徴収猶予

地方公共団体又は宅地としての譲渡等を予定している土地について、一定期間徴収の猶予を行う。

② 現地調査

土地の実態把握のため、定期的に現地調査や納税義務者への聞き取り調査を行う。

③ 納税義務の免除

徴収猶予の期間中に、実際に地方公共団体又は宅地としての譲渡が行われた場合は、納税義務を免除する。

④ 徴収猶予期間の満了

徴収猶予期間内に、地方公共団体又は宅地としての譲渡が行われなかった場合は、徴収を猶予していた税額及びその期間内の延滞金納付のための事務を行う。

⑤ 徴収猶予の取消

地方公共団体又は宅地としての譲渡等以外の用に供した場合は、徴収猶予の取消しを行い、徴収を猶予していた税額及びその期間内の延滞金納付のための事務を行う。

⑥ 課税データの入力

その他税システムへ課税内容の入力を行う。

⑦ 調定

その他税システムへ入力した課税データについて、月次で調定を行う。

現在、特別土地保有税は新規の課税はなく、徴収の猶予等に関する事務により収入額が発生するのみである。

特別土地保有税について、過去5年間の収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率の状況は、下記のとおりである。徴収の猶予の期間満了、取消し等により収入額が計上される。なお、現在、特別土地保有税は、課税停止となっている。

【3-2-8-I-図表1 過去5年間の収入額、不納欠損額、収入未済額、収入率の状況】

区分	収入	不納欠損	収入未済	収入率
	円	円	円	%
特別土地 保有税	平成22年度 2,669,100	-	74,423,800	3.46
	平成23年度 9,800,000	-	64,623,800	13.16
	平成24年度 2,040,000	36,107,900	50,445,600	2.30
	平成25年度 -	-	50,445,600	0.00
	平成26年度 89,300	786,900	49,658,700	0.17

(包括外部監査人作成資料)

II 監査内容

徴収の猶予の期間満了等による収入の発生する事案関係の申請書類を中心に監査を行った。

III 監査結果

今回の外部監査では、過去5年間の徴収の猶予期間満了、取消し等で収入額として計上された額や件数も少ないため、事務取扱いの状況のみを確認したが、特に指摘すべき点はなかった。